

諸外国の下院の選挙制度

三 輪 和 宏

目 次

はじめに	V その他の選挙制度の国
I 小選挙区制の国々	
II 名簿式比例代表制の国々	付表 各国の下院（一院制議会を含む）の選挙制度に関する一覧表
III 単記移譲式比例代表制の国	
IV 小選挙区比例代表組合せ型の国々	

はじめに

我が国の衆議院の選挙制度は、明治22(1889)年の制度導入以来、①単純小選挙区制、②大選挙区単記制、③単純小選挙区制、④中選挙区制、⑤大選挙区制限連記制、⑥中選挙区制と変遷し、平成6(1994)年以降、⑦小選挙区比例代表並立制を採用している⁽¹⁾。衆議院の選挙制度は、明治以来数回の大きな改革を経てきたが、その在り方については現在もなお種々の議論が続けられている。本稿は、これらの議論に資するため、諸外国の下院（一院制議会を含む）の選挙制度を概観するものである。

本稿では、経済協力開発機構(OECD)加盟の29ヵ国(日本を除く)に、G8の1つであるロシア、アジアの先進国シンガポールを加え、全31ヵ国を取り上げた。選挙制度のうちでも、特に議席配分方法、当選人の決定方法といった選出方法を詳述した。各国の選挙制度は、しばしば変更が加えられるため、最新情報を収集す

ることに努め、近年の選挙制度改革の内容も盛り込んだ。具体的には、2002年のチェコの改革(選挙区、計算方法、当選人決定方法の変更等)、同年のベルギーの改革(2層制の比例代表制から1層制の比例代表制へ変更)、同年及び2005年の韓国の改革(1票制から2票制へ変更、選挙権年齢の引き下げ)、2005年のロシアの改革(小選挙区比例代表並立制から拘束名簿式比例代表制へ変更)、同年のイタリアの改革(小選挙区比例代表組合せ型から拘束名簿式比例代表制[プレミアム付き]へ変更)、2006年のイギリスの改革(被選挙権年齢の引き下げ)である。

31ヵ国を調査した結果、次のような傾向が見られた。小選挙区制はアングロ・サクソン諸国に多く見られ、比例代表制はヨーロッパ大陸諸国に多かった。例外は、ニュージーランドの小選挙区比例代表併用制、フランスの小選挙区2回投票制である。小選挙区比例代表組合せ型は、分布に地域的な偏りは見られなかった。完全又

(1) ①の時代には並行して一部の地域で2人区完全連記制が存在していた。同じく、②には単純小選挙区制が、③には大選挙区単記制が、⑥には1・2・6人区が併存していた。

は制限連記制は、シンガポールで完全連記制に近い選挙制度が採用されているのを除き、他国では見られなかった。

小選挙区制の国々では、単純小選挙区制を採用するケースが多いが、小選挙区2回投票制、選択投票制を採用するケースもあった。比例代表制の国々では、非拘束名簿式を採用するケースが多いが、拘束名簿式を採用するケースもあった。自由名簿式、単記移譲式の採用は、各々2カ国、1カ国である。小選挙区比例代表組合せ型の国々では、並立制、併用制の採用が2カ国ずつ、それ以外の組合せ型（補償議席型）の採用が1カ国あった。比例代表制の議席配分の計算方法は、ドント式等の各種の方法が取られており、特定の計算方法への偏りは見られなかった。また阻止条項は、阻止の比率等に差はあるものの、採用しているケースが多かった⁽²⁾。

I 小選挙区制の国々

1 アメリカ

- (1) 選挙制度の種類 単純小選挙区制
（一部、小選挙区2回投票制）
- (2) 総定数 435人
- (3) 選挙区 小選挙区 435区

- (4) 投票方法 1票を選挙区の候補者に投票。
- (5) 選出方法
 - ① 選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が当選。
 - ② ジョージア州、ルイジアナ州では過半数を獲得した候補者が当選。過半数に届く候補者がいない場合は、上位2者の決選投票が行われ、比較多数を獲得した候補者が当選⁽³⁾。

2 イギリス

- (1) 選挙制度の種類 単純小選挙区制
- (2) 総定数 646人
- (3) 選挙区 小選挙区 646区
- (4) 投票方法 1票を選挙区の候補者に投票。
- (5) 選出方法 選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が当選。

3 カナダ

- (1) 選挙制度の種類 単純小選挙区制
- (2) 総定数 308人
- (3) 選挙区 小選挙区 308区
- (4) 投票方法 1票を選挙区の候補者に投票。
- (5) 選出方法 選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が当選。

(2) 阻止条項については、注(12)参照。本稿では、ドント式等の比例代表制の計算方法の定義は、西平重喜『各国の選挙－変遷と実状－』木鐸社、2003、pp.86-103によった。また、単純小選挙区制等の選挙制度の種類に関する説明は、成田憲彦「諸外国の選挙制度」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』162号、1991.7.31；伊藤信博・富田圭一郎「諸外国の選挙制度－類型・制度一覧・関連資料－」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』298号、1997.4.21.を参照されたい。なお、列国議会同盟 PARLINE database <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>> (last access 2006.11.17、以下のインターネット情報はこの日付による)を全般にわたり参照にした。

(3) ジョージア州法典 Official Code of GA21-2-501(a)、またジョージア州政府選挙部 (Elections Division) への問合せによる。ルイジアナ州では、上下院議員の本選挙 (general election、11月執行)を開放型予備選挙 (open primary)として行い、過半数を獲得した候補者を最終的な当選者とする。過半数に届く候補者がいない場合は、12月に決選投票 (runoff election)を行い、比較多数を獲得した候補者を当選とする (*Guide to U.S. Elections*, 5th ed., Washington D.C.: CQ Press, 2005, vol.1, p.211, vol.2, pp.1260,1334,1389；ルイジアナ州法典 La. Revised Statutes18:511A(2), 18:512A; Green Papers ホームページ "LOUISIANA 'OPEN' PRIMARY" <<http://www.thegreenpapers.com/G06/LA.phtml>>, "Statutory Election Information of the Several states: Louisiana" <<http://www.thegreenpapers.com/slsg/sei.phtml?format=landscape>>。

4 フランス

- (1) 選挙制度の類型 小選挙区2回投票制
- (2) 総定数 577人
- (3) 選挙区 小選挙区 577区
(うち16区が海外県に、6区が海外準県・海外領土に存在する⁽⁴⁾)
- (4) 投票方法 1票を選挙区の候補者に投票。
(第1回投票、第2回投票と投票が全部で2回行われることがあるが、その場合でも1回目、2回目ともに1票を選挙区の候補者に投票。)
- (5) 選出方法
 - ① 選挙区ごとに、第1回投票で、有効投票総数の過半数、かつ有権者数の4分の1以上の票を獲得した候補者がいる場合は、その候補者が当選。
 - ② ①の当選者がいない場合は、有権者数の12.5%以上の得票者(該当者が2名未満の時は、上位2名)が1週間後の第2回投票に進出し、比較多数を獲得した候補者が当選。

5 オーストラリア

- (1) 選挙制度の類型 選択投票制
(小選挙区優先順位付き連記制)
- (2) 総定数 150人
- (3) 選挙区 小選挙区 150区
- (4) 投票方法 投票用紙に印刷された選挙区の

候補者に1、2、3、4……と順位を付して投票。全候補者に順位を付さなければならない⁽⁵⁾。

(5) 選出方法

- ① 選挙区ごとに、第1順位の票を集計し、有効投票総数の過半数の票を獲得した候補者がいる場合は、その候補者が当選。
- ② 過半数を得る候補者がいない場合は、まず、第1順位の得票数が一番少なかった候補者を落選とする。次に、この候補者の票を、同人の得票の中で第2順位に指定された各候補者に移譲する。移譲の結果、有効投票総数の過半数を得る候補者が出るまでこの作業を繰り返す。
- ③ 過半数を獲得した候補者が出れば、その候補者が当選。

II 名簿式比例代表制の国々

1 イタリア⁽⁶⁾

- (1) 選挙制度の類型 拘束名簿式比例代表制
(プレミアム付き)(一部、単純小選挙区制、非拘束名簿式比例代表制)
- (2) 総定数 630人
- (3) 選挙区
 - ① 国内の選挙区
 - (i) 大選挙区(比例区) 26区(定数617人、

(4) Assemblée nationale ホームページ "La population des circonscriptions électorales"
<<http://www.assemblee-nationale.fr/elections/recensement.asp>>.

(5) このように全候補者に順位を付さなければならない制度を、強制的優先投票制(Compulsory Preferential Voting)と呼ぶ。David M. Farrell and Ian McAllister, *The Australian Electoral System: Origins, Variations and Consequences*, Sydney: University of New South Wales Press, 2006, pp.4,53.

(6) 芦田淳「海外法律情報 イタリア 在外投票法の成立」『ジュリスト』1220号, 2002.4.1, p.67; 同「海外法律情報 イタリア 比例代表制の復活」『ジュリスト』1309号, 2006.4.1, p.45; 同「イタリアにおける選挙制度改革」『外国の立法』230号, 2006.11. (近刊); 佐藤令「在外選挙制度」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』514号, 2006.5.1, pp.9-11; Election Resources on the Internet ホームページ "Elections to the Italian Parliament" <<http://electionresources.org/it/>>; Ministero dell' Interno ホームページ "Elezioni politiche 2006" <<http://www.interno.it/news/articolo.php?idarticolo=21930>>; Parlamento Italiano ホームページ "Modifiche alle norme per l'elezione della Camera dei deputati e del Senato della Repubblica (Legge 21 dicembre 2005, n.270)" <<http://www.parlamento.it/parlam/leggi/052701.htm>>.

- 3～44人。原則として州単位で、人口が多い州は分割)
- (ii) 小選挙区 1区
(ヴァッレ・ダオスタ州選挙区)
- ② 在外選挙区 4区
(総数12人。ヨーロッパ [定数6人]、北・中央アメリカ [同2人]、南アメリカ [同3人]、アジア・アフリカ・オセアニア・南極大陸 [同1人])
- (4) 投票方法
- ① 国内の大選挙区(比例区)では、1票を政党名簿(選挙区単位)に投票。
- ② 国内の小選挙区では、1票を選挙区の候補者に投票。
- ③ 在外選挙区では、1票を政党名簿(選挙区単位)に投票。同時に、投票した政党名簿の候補者に対して優先投票⁽⁷⁾を行うことができる。
- (5) 選出方法
- ① 大選挙区26区(定数617人)で、政党連合及び単独政党の全国得票に従い、ヘアー式最大剰余法⁽⁸⁾で、政党連合及び単独政党の全国レベル⁽⁹⁾の議席数を算出。
- ② ①で最多得票の政党連合又は単独政党の獲得議席が340議席以上の場合、①のとおり議席数を確定する。
340議席未満の場合は、①で最多得票の政党連合又は単独政党に340議席を与える(プレミアム制)⁽¹⁰⁾。他の政党連合及び単独政党は、残りの277議席からヘアー式最大剰余法で議席配分を受ける。
- ③ 次に、政党連合に参加した政党の議席数(全国レベル)、政党連合及び単独政党の議席数(選挙区レベル)、政党連合に参加した政党の議席数(選挙区レベル)を順次決定⁽¹¹⁾。
- ④ 各選挙区(大選挙区26区)で、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選。
- ⑤ 小選挙区(ヴァッレ・ダオスタ州選挙区)では、比較多数を獲得した候補者が当選。
- ⑥ 在外選挙区ごとに、政党名簿の得票に従い、ヘアー式最大剰余法で各政党に議席配分を行う。政党ごとに、優先投票の順に候補者が当選する。
- ⑦ 阻止条項⁽¹²⁾：全国⁽¹³⁾で得票率10%以上、かつ属する政党の少なくとも1つが全国で

(7) 優先投票とは、非拘束名簿式比例代表制や自由名簿式比例代表制で、名簿登載候補者等に対して投じられた票。何らかの形で、優先投票が候補者の当選順位に反映される。イタリア下院の在外選挙区では、定数2人以上の選挙区で2票の優先投票が認められ、定数1人の選挙区で1票の優先投票が認められる。

(8) ヘアー式最大剰余法： $\{\text{有効投票総数} \div \text{定数}(617人)\}$ の商の整数部分を当選基数(ヘアー式当選基数)とし、各政党連合及び単独政党の得票をヘアー式当選基数で割り、商(整数)と余りを求める。まず、当該商(整数)を、各政党連合及び単独政党への配分議席とする。各政党連合及び単独政党の配分議席の合計が定数に満たない場合は、余りの大きい順に1議席ずつ定数に至るまで、各政党連合及び単独政党へ議席配分を行う。なお、イタリアでは、ヘアー式当選基数を「商の整数部分」と定義しているが、これは通常のヘアー式当選基数の計算方法に一致している。西平 前掲書, p.89; 水木惣太郎『選挙制度論』有信堂, 1967, pp.273,324; 坂千秋『比例代表の概念とその技術』良書普及会, 1932, p.217も、共に「商の整数部分」としている。なお、森口繁治『比例代表法の研究』有斐閣, 1925(復刻版1990), pp.176-180は、「商の整数部分」とする事例と、商が割り切れなかった場合は切り上げる(或いは四捨五入するとも考えられる)事例を紹介している。

(9) イタリア下院選挙では、「全国」は大選挙区26区を指す。小選挙区、在外選挙区は除かれる。

(10) 小選挙区、在外選挙区分を除いた国内の総議席数617の55%。

(11) この計算は、ヘアー式最大剰余法等により行われる。

(12) 阻止条項：比例代表制の下で阻止条項(小党分立を防ぐため、得票率の少ない政党に議席を与えないという規定)が設けられた場合、一般に、阻止条項に達しない政党の得票が有効投票総数から差し引かれて議席配分の計算が行われる。

得票率2%以上である政党連合に議席が与えられる。当該政党連合に参加する政党は、全国で得票率2%以上であれば議席が与えられる（ただし、当該政党連合に参加する全国で得票率2%未満の政党の中から、政党連合ごとに最も多くの得票をした政党にも議席が与えられる）。単独政党は、全国で得票率4%以上であれば議席が与えられる。全国で得票率10%未満の政党連合に参加している政党であっても、全国で得票率4%以上であれば議席が与えられる。なお、少数言語話者を代表する政党は、当該話者の保護を定めた特別憲章を有する州の選挙区で、得票率20%以上の場合、議席が与えられる。

2 ロシア⁽¹⁴⁾

- (1) 選挙制度の類型 拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 450人
- (3) 選挙区 大選挙区 1区（全国単位）
- (4) 投票方法 1票を政党名簿（全国単位）に投票。
- (5) 選出方法
 - ① 政党名簿の全国得票に従って、ヘアー式最大小数法⁽¹⁵⁾により各政党に議席配分を行う。
 - ② 政党名簿（全国単位）は、上位3人以下が全国候補とされ、まずこれらの候補者が、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、順番に当選する。
 - ③ それより下位の候補者（地域候補者）については、地域（例えば州）単位の名簿⁽¹⁶⁾から構成されるため、政党の全国配分議席を地域単位の名簿へ再配分する計算を行い、地域単位の名簿ごとに、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する⁽¹⁷⁾。
 - ④ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の7%未満の政党は、議席配分を受けら

(13) 大選挙区26区を指す。小選挙区、在外選挙区は除かれる。

(14) 竹森正孝「新しい下院選挙法と集権化」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』883号, 2006.1, pp.2-12; 溝口修平「ブーチン大統領の議会改革—小選挙区制の廃止と社会会議の創設」『外国の立法』225号, 2005.8, pp.195-200; 同「選挙関連法の改正」『外国の立法』230号, 2006.11 (近刊); ロシア連邦中央選挙委員会 (ЦЕНТРАЛЬНАЯ ИЗБИРАТЕЛЬНАЯ КОМИССИЯ РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ) ホームページ "РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ ФЕДЕРАЛЬНЫЙ ЗАКОН О ВЫБОРАХ ДЕПУТАТОВ ГОСУДАРСТВЕННОЙ ДУМЫ ФЕДЕРАЛЬНОГО СОБРАНИЯ РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ"
<http://www.cikrf.ru/_3/zakon/zakon_05_51fz/zakon_51.htm>.

(15) ヘアー式最大小数法: {全国有効投票総数 ÷ 定数 (450人)} の商を当選基数 (ヘアー式当選基数。一般に商の整数部分をヘアー式当選基数とするが、ロシア下院選挙の場合は、2005年5月18日ロシア連邦下院議員選挙法第83条第1項で単純に「商」と規定されている) とし、各政党の得票をヘアー式当選基数で割り、商 (小数まで計算する) を求める。まず、商の整数部分を、各政党への配分議席とする。各政党の配分議席の合計が定数に満たない場合は、商の小数部分の大きい順に1議席ずつ定数に至るまで、各政党へ議席配分を行う。

(16) 地域 (例えば州) 単位の名簿に登録される候補者は、地域候補者と呼ばれる。同一候補者が、複数の地域単位の名簿に登録されることはできない (重複立候補はできない)。

(17) 地域単位の名簿への再配分の計算は、ヘアー式最大小数法で行われる。すなわち、政党の得票 (全国) を政党への配分議席数 (全国。ただし上位3人以下の全国候補の当選数が除かれる) で割り、商を当選基数 (ヘアー式当選基数) とする。次いで、当該政党の地域ごとの得票を、このヘアー式当選基数で割り、商の整数部分を地域単位の名簿への配分議席数とする。地域単位の名簿への配分議席の合計が、政党への配分議席数 (全国) に満たない場合は、商の小数部分の大きい順に1議席ずつ、政党への配分議席数 (全国) に至るまで、地域単位の各名簿へ議席配分を行う (2005年5月18日ロシア連邦下院議員選挙法第83条第5項)。なお、拘束名簿式である点は、同法第82条第12項で規定。

れない。ただし、全国で7%以上の得票の諸政党の合計得票率が60%未満の場合は、7%未満の政党にも議席が配分される。これは、議席を得る政党の合計得票率が60%を超えるまで行われる⁽¹⁸⁾。また、1つの政党が60%以上の得票をし、他のすべての政党の得票が7%未満の場合は、第1党と第2党に議席が配分される⁽¹⁹⁾。

3 スペイン⁽²⁰⁾

- (1) 選挙制度の類型 拘束名簿式比例代表制 (一部、単純小選挙区制)
- (2) 総定数 350人
- (3) 選挙区
 - ① 大選挙区 (比例区) 50区 (定数2~35人⁽²¹⁾、県単位)
 - ② 小選挙区 2区 (自治市のセウタとメリリャ⁽²²⁾)
- (4) 投票方法
 - ① 大選挙区では、1票を政党名簿 (選挙区単位) に投票。
 - ② 小選挙区では、1票を候補者に投票。
- (5) 選出方法

- ① 選挙区ごとに、政党名簿の得票に従ってドント式⁽²³⁾で各政党に議席配分を行う。
- ② あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選。
- ③ 小選挙区では、比較多数を獲得した候補者が当選⁽²⁴⁾。
- ④ 阻止条項：各々の大選挙区 (比例区) での得票率が有効投票総数⁽²⁵⁾の3%未満の政党は、当該選挙区で議席配分を受けられない。

4 ポルトガル (一院制議会)⁽²⁶⁾

- (1) 選挙制度の類型 拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 230人
- (3) 選挙区 大選挙区 22区 (定数2~48人、県・自治州・欧州の在外選挙区 [2人]・欧州外の在外選挙区 [2人] を単位とする)⁽²⁷⁾
- (4) 投票方法 1票を政党名簿 (選挙区単位) に投票。
- (5) 選出方法
 - ① 選挙区ごとに、政党名簿の得票に従ってドント式で各政党に議席配分を行う。

(18) 議席配分にあずかる諸政党の合計得票率が、60%を超えることを意図するものである。

(19) 第1党だけが、議席を独占することを防ぐことを意図するものである。

(20) 西平 前掲書, pp.421-429; Election Resources on the Internet ホームページ "Elections to the Spanish Congress of Deputies" <http://electionresources.org/es/index_en.html>.

(21) Congreso de los Diputados ホームページ "Relación de diputados por circunscripciones" <<http://www.congreso.es/diputados/wdiputado.htm>>.

(22) アフリカにある海外領土 (本国領土の一部である飛地)。

(23) ドント式：各政党の得票数を1、2、3、4……の整数で順次割り算する。商を大きな順に並べて、定数と同数個の商が得られるまで計算を続ける。(商の算出で) 割られる数となった政党得票の政党に対して、(商を並べた順に) 1議席ずつ与える。

(24) 一般選挙制度に関する1985年6月19日組織法第163条第2項。

(25) スペインの場合、有効投票総数に白票も含める。

(26) Assembleia da República ホームページ "Estatuto e eleição" <http://www.assembleiadarepublica.pt/conhecer/estatuto_eleicao.html>, "LEI ELEITORAL DA ASSEMBLEIA DA REPÚBLICA" <http://www.assembleiadarepublica.pt/const_leg/lei_eleitoral_ar/index.html>.

(27) ポルトガル議会選挙法第12条。『ポルトガルの地方自治』自治体国際化協会, 2005, pp.4-5,9-11; Assembleia da República ホームページ "Deputados por círculo eleitoral" <http://www.assembleiadarepublica.pt/deputados/deputados_ce.aspx>.

- ② あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する。
- ③ 阻止条項：なし⁽²⁸⁾。

5 アイスランド（一院制議会）⁽²⁹⁾

- (1) 選挙制度の類型 拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 63人
(うち9人は全国レベルの調整議席)
- (3) 選挙区 大選挙区 6区
(定数10~11人 [各選挙区1~2の調整議席を含めた定数])
- (4) 投票方法
1票を政党名簿（選挙区単位）に投票。
- (5) 選出方法
 - ① 54議席（各選挙区9議席）につき、選挙区ごとに、政党名簿の得票に従ってドント式で各政党に議席配分を行う。
 - ② 残りの9議席は調整議席⁽³⁰⁾である。全国レベルの各政党名簿の得票に従って、総議席63を各党にドント式で仮配分する。①で得られた各党の議席数（各選挙区の獲

得議席の和）が、仮配分結果（議席数）よりも多い場合は、当該政党の議席数（全国）は①で得られた議席数（各選挙区の獲得議席の和）で確定する。

- ③（総議席63）-（②で確定した議席）を計算し、計算された議席を、全国レベルの各政党名簿（②で議席が確定した政党以外の政党）の得票に従って、ドント式で当該諸政党に配分する。この結果が、当該諸政党の確定議席数（全国）になる。なお、この確定議席数と、各党の①で得られた議席数（各選挙区の獲得議席の和）との差は、調整議席である。
- ④ ③で追加配分された各党への調整議席を、6選挙区の各政党名簿に還元・追加する⁽³¹⁾。
- ⑤ 各選挙区の各政党の議席数は、②で議席数が確定した政党については、①のとおり議席となる。それ以外の政党の場合は、調整議席がなければ①のとおり議席となる。調整議席があれば、（①のとおり議席）+（④の割り当て議席）となる。

⁽²⁸⁾ ACE Electoral Knowledge Network ホームページ "Topic: Electoral Systems, Country: Portugal" <http://ace.at.org/epic-en/es/Epic_view/PT>.

⁽²⁹⁾ 西平 前掲書, pp.485-489; Althingi's English Pages ホームページ "Constituencies" <<http://www.althingi.is/vefur/constituencies.html>>, "Electoral Districts and the Right to Vote" <http://www.althingi.is/vefur/right_to_vote.html>.

⁽³⁰⁾ 各政党への議席の比例配分の結果（全国レベル）を、選挙区ごとの開票結果（各党議席数）に反映させるための「調整議席」。アイスランドでは、均等化議席 (equalisation seats) と呼ばれる ("Constituencies," *op.cit.*, ⁽²⁹⁾)。

⁽³¹⁾ 還元・追加は、次のように行われる。第1に、調整議席9議席を各政党に1議席ずつ配分する順番を決める。すなわち、各政党が①で獲得した議席に1議席、2議席、3議席……と追加配分した場合の1議席当たりの得票数、つまり1議席当たりの平均得票数を計算し、その平均得票数が大きい順に調整議席を配分することとする。第2に、この順番で第1番目に配分される調整議席を、配分された政党の6選挙区の政党名簿のいずれかに追加する。すなわち、同党の6選挙区の政党名簿が、各々①で獲得した議席を確認し、その議席に1議席を追加配分した場合の1議席当たりの得票数、つまり1議席当たりの平均得票数を計算する。この平均得票数を、6選挙区ごとの有効投票総数で割り算する。割り算の結果を相対的位置 (relative standing) と呼ぶ。同党の相対的位置が最大になる（6選挙区中の1つの）政党名簿に対して、第1番目に配分される調整議席を追加する。第3に、第2と同様の方法で、第2番目に配分される調整議席を、配分された政党の6選挙区の政党名簿のいずれかに追加する。以降、同じ手順を繰り返し、第9番目に配分される調整議席まで、6選挙区の政党名簿のいずれかに追加する。なお、手順を繰り返す途中で、選挙区の定数分まで議席配分が終わった選挙区が出た場合は、その選挙区の政党名簿への調整議席の追加は行わず、次に大きい相対的位置を持つ政党名簿に議席を追加する。（アイスランドの選挙制度の専門家である Thorkell Helgason 博士への問合せによる）

- ⑥ 選挙区ごとに、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する。
- ⑦ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の5%未満の政党は、調整議席の配分を受けられない。

6 トルコ（一院制議会）⁽³²⁾

- (1) 選挙制度の類型 拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 550人
- (3) 選挙区 大選挙区 85区
(定数2~25人、原則として県単位で人口の多い県は分割⁽³³⁾)
- (4) 投票方法
1票を政党名簿（選挙区単位）に投票。
- (5) 選出方法
- ① 選挙区ごとに、政党名簿の得票に従ってドント式で各政党に議席配分を行う。
- ② あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する⁽³⁴⁾。
- ③ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の10%未満の政党は、議席配分を受けられない。

7 オランダ⁽³⁵⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 150人
- (3) 選挙区 大選挙区 19区
(定数は定められていない。原則として州単位で、人口が多い州は分割)
- (4) 投票方法 1票を政党名簿（選挙区単位）の候補者に投票（優先投票のみ）⁽³⁶⁾。
- (5) 選出方法
- ① 候補者への投票は、当該候補者が所属する政党への投票とみなす。各選挙区での政党（又は政党連合）の得票を全国で合算し、全国単位の政党（又は政党連合）の得票を求める。この政党（又は政党連合）の得票（全国）に従って、ハーゲンバッハ・ビショフ法⁽³⁷⁾で各政党（又は政党連合）に議席配分を行う。
- ② 政党連合内の政党間の議席配分は、各政党の得票（全国）に従って、ヘアー式最大剰余法⁽³⁸⁾で行う。
- ③ 政党ごとに、選挙区での得票に従って、ヘアー式最大剰余法⁽³⁹⁾で選挙区の各政党名簿へ議席配分を行う。

⁽³²⁾ Dieter Nohlen et al., ed., *Elections in the Asia and the Pacific: A Data Handbook*, vol.1: *The Middle East, Central Asia and South Asia*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp.233-287; Richard Rose, ed., *International Encyclopedia of Elections*, Washington D.C.: CQ Press, 2000, p.372.

⁽³³⁾ Adam Carr's Election Archive ホームページ "Republic of Turkey: 2002 legislative election: maps" <<http://psephos.adam-carr.net/countries/t/turkey/turkeymapindex.shtml>>.

⁽³⁴⁾ アジア経済研究所 間寧 中東研究グループ長 へのヒアリングによって確認。

トルコでは、1983年以降（一院制議会の時代）を見ると、1991年の総選挙の時に非拘束名簿式比例代表制が採用された実績があるが、それ以外の総選挙では拘束名簿式比例代表制が採用されている（ボーナス議席制を組み合わせた時期もある）。（間グループ長へのヒアリング、Nohlen et al., *op.cit.*, pp.240-241）

⁽³⁵⁾ 西平 前掲書, pp.376-388; オランダ選挙協議会 (Kiesraad) ホームページ "Elections in the Netherlands" <<http://www.kiesraad.nl/contents/pages/6154/electionsindenetherlands.pdf>>; Ministerie van Binnenlandse Zaken en Koninkrijksrelaties ホームページ "Act of 28 September 1989 containing new provisions governing the franchise and elections (Elections Act)" <<http://www.minbzk.nl/contents/pages/3426/kieswet.pdf>>.

⁽³⁶⁾ 政党名簿への投票はできないので、政党名簿掲載順に候補者を当選させたい場合は、名簿掲載順位第1位の候補者に優先投票を行えばよい。

- ④ 各政党名簿において、当選基数（全国）の25%を超える得票⁽⁴⁰⁾（優先投票の得票）をした候補者の中から、優先投票の順に候補者が当選する。
- ⑤ 複数の選挙区の政党名簿に登載される候補者（重複立候補の候補者）については、各政党名簿での優先投票を合算し、当該候補者の得票とし、当落を④の方法で決める。当該候補者が、複数の政党名簿で当選になってしまう場合は、（当該複数政党名簿の中で）最多得票をした政党名簿での当選とする。

- ⑥ 当選人数が、名簿に配分された議席数に達しない場合は、残りの候補者について名簿登載順に当選とする。
- ⑦ 阻止条項：当選基数⁽⁴¹⁾未満の得票の政党は、議席配分を受けられない。当該政党が政党連合に属している場合は、政党連合の得票から当該政党の得票が除外されて、政党連合への議席配分が行われる。

8 ベルギー⁽⁴²⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制

⑶7 ハーゲンバッハ・ビショフ法：まず、各党の得票数をドループ式当選基数〔{有効投票総数÷(定数+1)}の商の整数部分+1〕で割り算し、整数部分を議席数として配分する。次いで、仮にそれらの議席数に更に1議席、2議席、3議席……を追加配分した場合の1議席当たりの得票数、すなわち1議席当たりの平均得票数を計算し、その平均得票数が大きい順に配分漏れの議席数に達するまで議席を追加していく方法。ドント式と同じ結果になる（西平 前掲書, pp.94-96）。このように、ハーゲンバッハ・ビショフ法は、通常ドループ式当選基数を用いて計算を行うが、オランダでは独自の当選基数〔{有効投票総数÷定数(150人)}の商(整数部分+分数部分)]を用いて計算する("Elections in the Netherlands," *op.cit.*, (35), p.12)。ドループ式当選基数を用いても、オランダの当選基数を用いても、結果は等しくなる（西平 前掲書, p.380）。なお、このオランダの当選基数は、一般にヘアー式当選基数が(有効投票総数÷定数)の商の整数部分とされるところを、「商の整数部分」とせず、この割り算の結果を厳密にし端数まで含め「商そのもの」としたと言える。つまり、オランダの当選基数は、厳密に計算したヘアー式当選基数なのである。

⑶8 ヘアー式最大剰余法：(政党連合の得票÷政党連合に配分された議席)の商(整数部分+分数部分)を当選基数(ヘアー式当選基数)とし、各政党の得票をヘアー式当選基数で割り、商(整数)と余りを求める。まず、当該商(整数)を、各政党への配分議席とする。各政党への配分議席の合計が政党連合に配分された議席に満たない場合は、余りの大きい順に1議席ずつ政党連合に配分された議席に至るまで、各政党へ議席配分を行う。なお、ヘアー式当選基数と言った場合、通常(有効投票総数÷定数)の「商の整数部分」を指すが、オランダの場合、ヘアー式当選基数を「商の整数部分+分数部分」としており、注⑶7のとおり厳密に計算したヘアー式当選基数を用いている。

⑶9 ②と同じ計算方法。

⑶0 {有効投票総数(全国)÷定数(150人)}×0.25を超える票数、で計算される。この票数が、法定得票となっている。

⑶1 {有効投票総数(全国)÷定数(150人)}の商(整数部分+分数部分)。得票率にして、約0.67%である。

⑶2 武居一正「BHV 選挙区分割の憲法問題点ーベルギーにおける言語的少数者保護の一側面ー」『政策科学』13巻3号, 2006.3, pp.93-117; 西平 前掲書, pp.353-375; Marc Hooghe, "Electoral Reform in Belgium: Proportionality or Mediated Politics," *Representation*, vol.39 no.4, 2003, pp.264-269; Marc Hooghe et al., "The Effect of Electoral Reform on the Belgian Election Results of 18 May 2003," *Representation*, vol.39 no.4, 2003, pp.270-276; La Chambre des Représentants de Belgique ホームページ "La Chambre des représentants: Election" <http://www.lachambre.be/kvvcr/pdf_sections/pri/elections/09F-2003.pdf>, "La Chambre des représentants: Législation électorale" <http://www.lachambre.be/kvvcr/pdf_sections/pri/elections/09_01F-2003.pdf>. なお、ベルギーでは、次回の総選挙(2007年6月までには執行される)までに、新たな選挙制度が設計され導入される予定である。従って、本稿で紹介した選挙制度は、2003年5月18日の総選挙で初めて採用されたものであるが、当該選挙限りの選挙制度となる。

- (2) 総定数 150人
- (3) 選挙区 大選挙区 11区
(定数4~24人、原則として首都と州単位)
- (4) 投票方法
1票を政党名簿(選挙区単位)に投票。
又は1票若しくは複数票を政党名簿(選挙区単位)の候補者に投票(優先投票、この場合は政党名簿自体には投票しない)。複数票の場合は、同一政党名簿の候補者に投票する。その場合、同一政党の候補者全員まで投票できる。同一候補者への複数の優先投票は行えない⁽⁴³⁾。
- (5) 選出方法
- ① 各選挙区の政党名簿への投票数と、当該名簿の候補者へ優先投票が行われた票の数⁽⁴⁴⁾を合算する。この結果が、各選挙区の政党の得票数となる。
- ② 選挙区ごとに、政党の得票に従ってドント式で各政党に議席配分を行う⁽⁴⁵⁾。ただし、ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド選挙区、ルーヴェン選挙区、ブラバン・ワロン(ニーヴェル)選挙区では、例外的な議席配分がなされる⁽⁴⁶⁾。
- ③ 各選挙区の政党名簿において、優先投票が、ドループ式当選基数⁽⁴⁷⁾に達した者は当選。ドループ式当選基数に達しない者は、名簿掲載順に政党名簿得票⁽⁴⁸⁾の配分を受け、ドループ式当選基数に達したときは当選。ただし、この配分においては、政党名簿得票の半数までの票が配分される⁽⁴⁹⁾。
- ④ 残りは、優先投票順に当選。ただし、政党名簿得票の配分を受けたがドループ式当

(43) ベルギー下院事務局・同内務省への問合せによる。なお、ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド選挙区、ルーヴェン選挙区、ブラバン・ワロン選挙区でも、同じ投票方法が取られる。

(44) 優先投票が何票投じられたかではなく、優先投票を含む票の数。

(45) ベルギー選挙法典第167条。

(46) これら3選挙区では、旧来(1999年総選挙以前)と同じ選挙制度(2層制)により議席配分がなされた。これは、他の選挙区が州単位で設けられ、1層制の議席配分が行われるように改められたのと異なっている。1層制とは、本文②の前段の方法による議席配分で、選挙区内で配分が完結するものである。一方、2層制とは、以下に説明するように、選挙区で議席配分が完結せず、より広範な地域(例えば州)で残余議席の再配分を行うものである。

3選挙区の議席配分方法は、次のとおりである。まず、ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド選挙区、ルーヴェン選挙区、ブラバン・ワロン選挙区において、各々ヘアー式(有効投票総数÷選挙区定数を当選基数[割り切れなかった場合は整数部分、これをヘアー式当選基数と呼ぶ])とし、各政党の得票数をこの当選基数で割り、商の整数部分を当該政党の議席数とする)で各政党に議席配分を行い、これを第1次議席配分とする。次いで、第1次議席配分で配分しきれず余った議席を、より広範な地域(旧ブラバン州の地域、すなわち3選挙区を合わせた地域)にプールし、ハーゲンバッハ・ビショフ法で各政党に議席の再配分を行う(第2次議席配分)。再配分された議席は、上記3選挙区の政党名簿に還元・追加される。還元・追加は、政党ごとに、「ローカルな小数(fraction locale)」を用いた計算方法(ドント式とほぼ同じ結果になる)で3選挙区の政党名簿に追加する形で行われる。具体的計算方法は、西平 前掲書, pp.362-368 参照。ただし、2003年5月18日の総選挙においては、上記3選挙区では、第1次議席配分で全議席の配分が完了し、より広範な地域での議席再配分(第2次議席配分)は不必要であった。(武居 前掲論文, p.101; Hooghe et al., *op.cit.*, p.276.)

(47) ドループ式当選基数: $\{ \{ \text{当該選挙区での政党の得票数} \div (\text{獲得議席} + 1) \} \}$ の商の整数部分 $+ 1$ 。ただし、 $\{ \text{当該選挙区での政党の得票数} \div (\text{獲得議席} + 1) \}$ が割り切れる場合、すなわち商が整数の場合は、当該商(整数)を当選基数としている("La Chambre des représentants: Election," *op.cit.*, (42), p.2)。

(48) 政党名簿への投票数。優先投票は含まない。

(49) ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド選挙区、ルーヴェン選挙区、ブラバン・ワロン選挙区でも、「半数までの票」が配分される。(ベルギー内務省への問合せによる)

選基数に達しなかった候補者は、政党名簿得票の配分の部分も優先投票に加えて当落を決定する。

- ⑤ 阻止条項：選挙区での得票率が有効投票総数の5%未満の政党は、その選挙区で議席配分を受けられない。ただし、ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド選挙区、ルーヴァン選挙区、ブラバン・ワロン（ニーヴェル）選挙区には、阻止条項が適用されない⁽⁵⁰⁾。

9 オーストリア⁽⁵¹⁾

(1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
(一部、拘束名簿式比例代表制)

(2) 総定数 183人

(3) 選挙区⁽⁵²⁾

- ① 地域選挙区 43区 (定数1~8人)
② 州選挙区 9区 (定数7~36人)
(幾つかの地域選挙区を地理的に包含する関係にある)
③ 全国選挙区 1区
(定数はない、第3次議席配分を行う選挙区)

(4) 投票方法

1票を政党名簿(地域選挙区単位)に投票。同時に1票を地域選挙区の政党名簿の候補者に投票できる。更に同時に1票を州選挙区の政党名簿の候補者に投票できる。(結局、優先投票を2票まで投じることができる。優先投票は、投票した政党名簿と同一の政党の候補者に投票しなければならない)

(5) 選出方法

- ① 州選挙区のレベルで、ヘアー式当選基数⁽⁵³⁾を求める。
② 地域選挙区のレベルで、{地域選挙区での政党の得票(政党名簿への投票数)÷①のヘアー式当選基数⁽⁵⁴⁾}の商の整数部分を、各政党(地域政党名簿)への配分議席とする。(第1次議席配分)
③ 地域選挙区ごとに、①のヘアー式当選基数の2分の1以上、又は所属政党の得票の6分の1以上の優先投票を得た地域候補者(地域選挙区の政党名簿に登録された候補者)を、優先投票の順に当選とする。当選人数が、地域政党名簿に配分された議席数に達しない場合は、地域政党名簿登録順に当選人とする。
④ 州選挙区のレベルで、{州選挙区での政党の得票(政党名簿への投票数)÷①のヘアー式当選基数}の商の整数部分を、各政党(州政党名簿)への仮配分議席とする。この仮配分議席から、(州選挙区単位で)②の配分議席を差し引き、各政党(州政党名簿)への配分議席とする。(第2次議席配分)
⑤ 州選挙区ごとに、①のヘアー式当選基数以上の優先投票を得た州候補者(州選挙区の政党名簿に登録された候補者)を、優先投票の順に当選とする。当選人数が、州政党名簿に配分された議席数に達しない場合は、州政党名簿登録順に当選人とする。

⁵⁰ 武居 前掲論文, p.101; Hooghe et al., *op.cit.*, p.276. またベルギー内務省への問合せによる。

⁵¹ Heinz Fischer, Manfred Berger und Robert Stein, *Nationalrats-Wahlordnung 1992 (NRWO)*, Wien: Manz, 1999; Bundesministerium für Inneres ホームページ "Nationalratswahl, Überblick" <http://www.bmi.gv.at/wahlen/nationalratswahl_ueberblick.asp>, "Nationalrats-Wahlordnung 1992" <http://www.bmi.gv.at/wahlen/nrwo_inhalt.asp>.

⁵² 同上ホームページ "Nationalratswahl, Wahlkreiseinteilung" <http://www.bmi.gv.at/wahlen/nrw_wahlkreiseinteilung.asp>.

⁵³ {(州選挙区の「政党名簿に対する」有効投票総数÷州の定数)の商の整数部分}+1。オーストリアの場合は、通常のヘアー式当選基数に1を加えている点が特徴的である。

⁵⁴ 地域選挙区を地理的に包含する州のヘアー式当選基数を用いる。

- ⑥ 全国レベルで（総定数183人につき）、政党の得票（政党名簿への投票数）に従って、ドント式で各政党に議席を仮配分する。
- ⑦ この仮配分議席数（⑥）と、第1次議席配分と第2次議席配分の和（政党単位）を比較し、第1次議席配分と第2次議席配分の和の方が多い政党の議席数は、当該議席数で確定する。
- ⑧ 総定数（183人）から⑦の確定議席数を差し引き、残りの議席数について、⑥の仮配分計算をやり直す。
- ⑨ ⑧で得られた仮配分議席と、第1次議席配分と第2次議席配分の和（政党単位）を比較し、⑧で得られた仮配分議席の方が多数の政党は、その差分を第1次議席配分と第2次議席配分の和（政党単位）に追加する。（第3次議席配分）
- ⑩ 第3次議席配分で追加された議席は、各政党の全国候補者名簿の登載順に当選人を決定⁽⁵⁵⁾。
- ⑪ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の4%未満、かつ第1次議席配分において地域選挙区の議席を獲得できなかった政党は、第2次議席配分、第3次議席配分を受けられない。

10 スウェーデン（一院制議会）⁽⁵⁶⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 349人
（うち39人は全国レベルの調整議席）
- (3) 選挙区 大選挙区 29区
（定数2～36人⁽⁵⁷⁾、合計310人、原則として県単位）
- (4) 投票方法
1票を政党名簿（選挙区単位）に投票。かつ1票を当該政党名簿（選挙区単位）の候補者に投票できる。
- (5) 選出方法
- ① 選挙区ごとに、政党名簿の得票に従って、修正サン・ラグ式⁽⁵⁸⁾で各政党に議席配分を行う。
- ② 総議席（349人）につき、全国レベルで、政党の全国得票（政党名簿への投票数）に従って、修正サン・ラグ式で各政党に議席を仮配分する。
- ③ ①の配分議席の全国での和（各党ごとの和）と、②の仮配分議席（各党ごとの議席）を比較する。②が①より多い場合は、全国レベルの調整議席から当該政党に差分の議席を追加する。①と②が等しい場合は、調

⁽⁵⁵⁾ 地域選挙区の政党名簿及び州選挙区の政党名簿に、重複立候補が可能。地域選挙区の政党名簿及び政党の全国候補者名簿にも、重複立候補が可能。州選挙区の政党名簿及び政党の全国候補者名簿にも、重複立候補が可能。重複立候補した2つの名簿で同時に当選した候補者は、どちらの名簿から最終的に当選となるか自ら選択する。また、地域選挙区の政党名簿、州選挙区の政党名簿、政党の全国候補者名簿の3つの名簿に重複立候補することも可能。この場合も、3つの名簿で同時に当選した候補者は、どの名簿から最終的に当選となるか自ら選択すると推定されるが、確認は取れていない。なお、複数の地域選挙区の政党名簿に重複立候補することはできない。複数の州選挙区の政党名簿に重複立候補することもできない。複数の異なる政党の全国候補者名簿に重複立候補することは禁止されていないが、実際にそのような重複立候補をすることは考えにくい。（1992年下院選挙法第109条。Bundesministerium für Inneres ホームページ "Wie kann man bei einer Nationalratswahl kandidieren?" <http://www.bmi.gv.at/wahlen/nrw_kandidatur.asp>. またオーストリア内務省への問合せによる）

⁽⁵⁶⁾ 西平 前掲書, pp.445-456; スウェーデン選挙管理委員会 (Valmyndigheten) 英語ホームページ "Elections in Sweden: The way it's done!" <<http://www.val.se/pdf/electionsinsweden.pdf>>.

⁽⁵⁷⁾ "Elections in Sweden: The way it's done!" *op.cit.*, ⁽⁵⁶⁾, p.6.

⁽⁵⁸⁾ 修正サン・ラグ式：ドント式と同様の要領で議席配分を行うが、各政党の得票数を1.4、3、5、7……の数で順次割り算する。そして、商の大きい順に定数まで1議席ずつ配分をする。

調整議席からの議席追加はなく、当該政党はこの議席数で確定する。①が②よりも多い場合は、当該政党は①の議席数で確定する(次いで、当該政党の確定議席数を総議席[349人]から差し引き、残りの議席数につき、②の計算と③の議席追加をやり直す)。

- ④ 調整議席から各党への追加配分議席(③)を、選挙区の各政党名簿に還元・追加する。すなわち、政党ごとに、各選挙区での得票に従って、修正サン・ラグ式で議席を還元・追加する⁽⁵⁹⁾。
- ⑤ 各選挙区の政党名簿ごとに、優先投票の多い順に候補者が当選する。ただし、当該政党の選挙区での得票(政党名簿への投票数)の8%以上を得た候補者に限る。当選人数が、名簿に配分された議席数に達しない場合は、残りの候補者について名簿登載順に当選人とする(この場合は、当該政党の選挙区での得票の8%未満を得た候補者でも構わない)。
- ⑥ 当選人数が、政党名簿に配分された議席数に達しない場合は、名簿登載順に当選人とする。
- ⑦ 阻止条項：(i) ①の議席配分の阻止条項＝選挙区レベルで12%未満、かつ全国レベル

で4%未満の得票率の政党は、当該選挙区で議席配分を受けられない。(ii) ②の議席仮配分の阻止条項＝全国レベルで4%未満の得票率の政党は、議席仮配分を受けられない。

11 デンマーク(一院制議会)⁽⁶⁰⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 179人
(うち4人は本土外議席[グリーンランド2人、フェロー諸島2人]。また、うち40人は全国[本土]レベルの調整議席)
- (3) 選挙区
 - ① 大選挙区 17区
(定数2～16人、総数135人。デンマーク本土の選挙区。原則として県単位だが、コペンハーゲン市・フレゼリクスベア市を合わせた区域は3分割される)⁽⁶¹⁾
17の選挙区は、選挙分区103区⁽⁶²⁾に分割される。また、調整議席の配分時には選挙区を連合させ、デンマーク本土を3ブロックに分ける。
 - ② 大選挙区 2区
(定数2人。本土外選挙区。グリーンランド・フェロー諸島の両選挙区)

⁽⁵⁹⁾ 各党の選挙区での得票を1.4、3、5、7……で割り、その商を大きい順に並べた後、選挙区配分議席の全国での和(③)に相当する順位の次の順位の商から、追加議席(調整議席)を配分する。換言すれば、修正サン・ラグ式の要領で、もう1議席、2議席……と追加した場合に、1議席当たりの得票が多い選挙区から順に1議席ずつ配分する。

⁽⁶⁰⁾ 西平 前掲書, pp.470-484; Geoffrey Hand, Jacques Georgel and Christoph Sasse, ed., *European Electoral Systems Handbook*, London: Butterworths, 1979, pp.29-57; デンマーク国会(Folketinget) 英語ホームページ "Parliamentary Elections and Election Administration in Denmark" <<http://www.ft.dk/BAGGRUND/00000048/00232623.htm>>.

⁽⁶¹⁾ 『デンマークの地方行政制度－地方分権を支える税財制度の概要』自治体国際化協会, 1997, p.62; Dick Leonard and Richard Natkiel, *World Atlas of Elections: Voting Patterns in 39 Democracies*, London: Economist Publications, 1986, p.38; Adam Carr's Election Archive ホームページ "Kingdom of Denmark: 2005 legislative election" <<http://psephos.adam-carr.net/countries/d/denmark/>>.

⁽⁶²⁾ 選挙分区はデンマーク語で opstillingskredse。立候補区又は指名区とも呼ばれる。政党への議席配分は選挙区単位だが、政党の候補者名簿提出・当選人決定は選挙分区単位で行われる。選挙分区ごとに(5)⑧の指定候補者を変えることができる。

(4) 投票方法

- ① 大選挙区17区（本土選挙区）において、1票を政党名簿（選挙分区単位）に投票。又は1票を政党名簿（選挙分区単位）の候補者に投票（優先投票、この場合は政党名簿自体には投票しない）。
- ② 大選挙区2区（本土外選挙区）において、1票を政党名簿（選挙区単位）に投票。又は1票を政党名簿（選挙区単位）の候補者に投票（優先投票、この場合は政党名簿自体には投票しない）⁽⁶³⁾。

(5) 選出方法

- ① 選挙区（17区）ごとに、政党名簿の得票に従って、修正サン・ラグ式で各政党に議席配分を行う。その際、優先投票は、当該候補者の所属政党への投票と読み替えて、政党名簿への投票と合算する。
- ② 政党ごとに、①の配分議席を全国（本土分のみ）で合計する。
- ③ 全国レベルで総議席（175人。本土分のみ）につき、各政党の本土分の得票に従って、ヘアー式最大剰余法で各政党に議席を仮配分する。
- ④ 各政党の②と③を比較し、②の方が多い政党については、当該政党の議席を②で確定する。
- ⑤ 総議席（175人）から④の議席数を差し引き、残りの議席数につき③の仮配分をやり直す。
- ⑥ 政党ごとに、②と⑤を比較する。⑤の方

が②よりも多い政党につき、その差分を調整議席（40人）から追加配分する。

- ⑦ 調整議席から各党への追加配分議席を、まずブロックレベルの政党の議席数に還元・追加し、次いでブロックレベルの各党の当該追加議席数を、選挙区レベルの政党の議席数に還元・追加する。すなわち、まず、政党ごとに、ブロックでの得票に従って、サン・ラグ式⁽⁶⁴⁾で追加配分議席をブロックレベル（政党単位）へと仮配分する。次いで、政党（ブロック単位）ごとに、選挙区での得票に従って、「デンマーク法」⁽⁶⁵⁾で仮配分議席を選挙区レベル（政党単位）へと配分する。
- ⑧ 政党名簿の候補者の中には、指定候補者と呼ばれる候補者が存在する（指定候補者は、選挙分区ごとに異ならせることができる）。指定候補者については、優先投票に政党名簿への投票（選挙分区単位）を上乗せする。選挙分区ごとに、1名の指定候補者の場合は、政党名簿への全投票を上乗せする。複数の指定候補者がいるときは、これら指定候補者に対する優先投票に比例して政党名簿への投票を上乗せする⁽⁶⁶⁾。
- ⑨ 選挙区ごとに、順位が付されていない政党名簿の場合は、優先投票（指定候補者は⑧の上乗せ票を含める）の多い順に候補者が当選する（選挙区ごとに、各候補者の全選挙分区における優先投票〔上乗せ票を含む〕を合算し順番を決める）。

⁽⁶³⁾ 選挙分区は存在しない。（デンマーク議会事務局への問合せによる）

⁽⁶⁴⁾ サン・ラグ式：ブロックでの得票を1、3、5、7……で割り、その商を大きい順に並べた後、①の議席の本土全体での合計（政党単位）に相当する順位の次の順位の商から追加配分議席を仮配分する。換言すれば、サン・ラグ式の要領で、もう1議席、2議席……と追加した場合に、1議席当たりの得票が多いブロックから順に1議席ずつ配分する。

⁽⁶⁵⁾ 「デンマーク法」：選挙区での得票を1、4、7、10、13……で割り、その商を大きい順に並べた後、①の議席のブロック内での合計（政党単位）に相当する順位の次の順位の商から仮配分議席を配分する。デンマーク法は、一般的な呼称ではないが、西平 前掲書、p.101によった。

⁽⁶⁶⁾ 複数の指定候補者がいる場合は、政党が選挙分区ごとに指定候補者を変えることはできない。選挙区内の全選挙分区に共通する複数の候補者が、選挙区内の各選挙分区で指定候補者となる。

⑩ 選挙区ごとに、順位が付された政党名簿の場合は、優先投票（指定候補者は⑧の上乗せ票を含める）が、ドループ式当選基数⁽⁶⁷⁾に達した者を当選とする（選挙区ごとに、各候補者の全選挙分区における優先投票〔上乗せ票を含む〕を合算し当選を決める）。なお、議席が余れば、当選者のドループ式当選基数に対する超過票⁽⁶⁸⁾を他候補者へ移譲する（選挙分区単位）。移譲の順番は、指定候補者（順位が付された政党名簿では1人）が第1位、次いで名簿に付された順位による（既に当選した者は飛ばして、次順位の者に移譲が行われる）。移譲によりドループ式当選基数に達する者は当選とする。

⑪ ⑩でドループ式当選基数に達する者が無い場合は、選挙区での優先投票（指定候補者は⑧の上乗せ票を含む）が最下位の候補者を落選とし、当該候補者の得票（上乗せ票を含む）を他候補者へ移譲する（選挙分区単位）。移譲の順番は、⑩と同じである。移譲によりドループ式当選基数に達する者は当選とする。なお議席が余れば、⑩、⑪の手順を繰り返す。

⑫ 本土外議席〔グリーンランド2人、フェロー諸島2人〕については、グリーンランド、フェロー諸島が各々独立の選挙区となり、各々の選挙区内で議席配分が完結して

いる。両選挙区ともに、非拘束名簿式比例代表制（ドント式）で議席配分・当選人決定がなされる⁽⁶⁹⁾。

⑬ 阻止条項：以下の(i)、(ii)、(iii)の全てに当てはまる政党は、調整議席の配分を受けられない。(i) 本土での得票率が有効投票総数の2%未満である。(ii) 選挙区での議席(④)を獲得できていない。(iii) ブロックでの得票が、(ブロックの有効投票総数÷ブロック内の選挙区の定数の和)以上となるケースが1ブロック以下である。

12 フィンランド（一院制議会）⁽⁷⁰⁾

- (1) 選挙制度の種類 非拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 200人
- (3) 選挙区

- ① 大選挙区 14区（定数6～33人⁽⁷¹⁾、県単位）
- ② 小選挙区 1区
（オーランド県、少数民族の県）

- (4) 投票方法 1票を政党名簿（選挙区単位）⁽⁷²⁾の候補者に投票（優先投票のみ、名簿には順位は付されない）⁽⁷³⁾

- (5) 選出方法

- ① 優先投票は、当該候補者の所属政党への投票と読み替えて、政党の得票を計算する。
- ② 選挙区ごとに、政党の得票に従ってドント式で各政党に議席配分を行う。

(67) $\{ \{ \text{当該政党の選挙区での得票数} \div (\text{獲得議席} + 1) \} \}$ の商の整数部分 + 1。

(68) 当選者の得票 - ドループ式当選基数。

(69) 選挙区ごとに、政党の得票（政党名簿への投票 + 所属候補者への優先投票）に従って、ドント式で各政党に議席配分を行う。各選挙区の政党ごとに、優先投票の多い順に候補者が当選する。なお、指定候補者は存在しない。Election Resources on the Internet ホームページ "Elections to the Danish Folketing" <<http://electionresources.org/dk/>>。またデンマーク議会事務局への問合せによる。

(70) 西平 前掲書, pp.490-498; The Ministry of Justice, Finland 英語ホームページ "Election Act (714/1998, amendments up to 218/2004 included)" <<http://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1998/en19980714.pdf>>。

(71) Statistics Finland ホームページ "Number of persons elected by sex, party and constituency 2003" <http://www.stat.fi/tk/he/vaalit/vaalit2003/vaalit2003_vaalitilastot_valitutlkm.html>。

(72) 正確には、選挙区ごとに、複数の候補者を結合して、この結合に対して票をプールして議席配分を行う。この結合が、事実上の政党名簿となる。なお、他の候補者と結合されない単独の候補者の立候補も認められ、議席配分計算では、単独候補者を1つの結合（政党名簿）と同等とみなす。

- ③ 各選挙区の政党ごとに、優先投票の多い順に候補者が当選する⁽⁷⁴⁾。
- ④ 阻止条項：なし⁽⁷⁵⁾

13 ノルウェー（一院制議会）⁽⁷⁶⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 169人
(うち19人は全国レベルの調整議席)
- (3) 選挙区 大選挙区 19区
(定数4～17人⁽⁷⁷⁾、首都と県単位)
- (4) 投票方法
1票を、政党名簿（選挙区単位）に記載された候補者の当選予定順位を承認しつつ当該政党名簿に投票。又は、1票を政党名簿（選挙区単位）に投票するが、当該政党の候補者の順位を変更する（当該政党の候補者から好ましくない者を抹消することもできる）⁽⁷⁸⁾。
- (5) 選出方法
- ① 選挙区ごとに、政党名簿の得票に従って、修正サン・ラグ式で各政党に議席配分を行う。
- ② 総議席（169人）につき、全国レベルで、

政党名簿の得票に従って、修正サン・ラグ式で各政党に議席を仮配分する。

- ③ ①の配分議席の全国での和（各党ごとの和）と、②の仮配分議席（各党ごとの議席）を比較する。②が①より多い場合は、全国レベルの調整議席から当該政党に差分の議席を追加する。①と②が等しい場合は、調整議席からの議席追加はなく、当該政党はこの議席数で確定する。①が②よりも多い場合は、当該政党は①の議席数で確定する（次いで、当該政党の確定議席数を総議席 [169人] から差し引き、残りの議席数につき、②の計算と③の議席追加をやり直す）。
- ④ 調整議席から各党への追加配分議席（③）を、各選挙区の政党（政党名簿）に還元・追加する⁽⁷⁹⁾。
- ⑤ 各選挙区の政党ごとに、第1位に指定されている候補者を集計し最多票の者が第1順位、残りの者について第1位と第2位に指定されている候補者を集計し最多票⁽⁸⁰⁾の者が第2順位、更に残りの者について第1位～第3位に指定されている候補者を集

⁽⁷³⁾ 1998年選挙法第76条。Rose, *op.cit.*, p.362. なお、小選挙区の投票方法も、大選挙区と同じである（1998年選挙法第110条、Bernard Grofman and Arend Lijphart, *The Evolution of Electoral and Party Systems in the Nordic Countries*, New York: Agathon Press, 2002, pp.88-89 参照）。また小選挙区の議席配分・当選人決定の方法も、大選挙区と同じである。

⁽⁷⁴⁾ 選挙法では「ドント式で議席配分、優先投票順に当選」と規定されていないが、選挙法の規定は「ドント式で議席配分、優先投票順に当選」と同じ趣旨のものである。選挙法の規定の概要は、次のとおりである。各選挙区の政党について、当該政党の候補者の得票の合計をその政党の最多の票を得た候補者の得票とみなし、当該政党の候補者の得票の合計の1/2をその政党の第2位の票を得た候補者の得票とみなし、当該政党の候補者の得票の合計の1/3をその政党の第3位の票を得た候補者の得票とみなし……とする。選挙区ごとに、全政党を通じて、この得票の多い順に当選者を決定する（1998年選挙法第88～91条）。

⁽⁷⁵⁾ ACE Electoral Knowledge Network ホームページ "Topic: Electoral Systems, Country: Finland" <http://ace.at.org/epic-en/es/Epic_view/FI>.

⁽⁷⁶⁾ 西平 前掲書, pp.457-469; Election Resources on the Internet ホームページ "Elections to the Norwegian Storting" <<http://electionresources.org/no/#ASPECTS>>; ノルウェー地方政府・地域開発省 (Kommunalog regionaldepartementet) 英語ホームページ "The Main Features of the Norwegian Electoral System" <<http://odin.dep.no/krd/valg2005/english/016051-991372/dok-bn.html>>.

⁽⁷⁷⁾ 調整議席19が、最終的に各選挙区に1議席ずつ割り振られるので、それを含めた定数。Adam Carr's Election Archive ホームページ "KINGDOM OF NORWAY: LEGISLATIVE ELECTIONS OF 12 SEPTEMBER 2005" <<http://psephos.adam-carr.net/countries/n/norway/norway2005.txt>>.

計し最多票の者が第3順位…と定め、上位から配分議席分の候補者が当選する。

- ⑥ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の4%未満で、かつ選挙区の議席(①)が獲得できなかった政党は、調整議席の配分を受けられない⁽⁸¹⁾。

14 ギリシャ(一院制議会)⁽⁸²⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制(一部、拘束名簿式比例代表制)
- (2) 総定数 300人
- (3) 選挙区
- ①(i) 大選挙区 48区 (定数2~42人)
- (ii) 小選挙区 8区
- (i、iiとも原則として県単位で、人口が多い場合は分割⁽⁸³⁾。なお第2次議席配分のために全国が連合選挙区13区に分割される。

連合選挙区の区域は高等裁判所の管轄区域である)

- ② 大選挙区 1区(定数12人、全国単位)
- (4) 投票方法

1票を政党名簿(選挙区単位)に投票。同時に、候補者に対して優先投票を行える。ただし、投票した政党名簿の候補者に、優先投票を行わなければならない。優先投票ができる候補者の数は、1名が標準であるが、選挙区によっては、2、3、4、5名の候補者に優先投票を行うことができる。同一候補者への複数の優先投票は行えない。

- (5) 選出方法

① 大選挙区48区ごとに、政党名簿の得票に従って、ハーゲンバッハ・ビショフ式⁽⁸⁴⁾で各政党に議席配分を行う。ただし、2人区では、政党名簿の得票に従って、ドント

(78) 順位変更では、候補者の氏名の前に自ら番号(1、2、3……)を振る。抹消では、候補者の氏名の横のチェック欄にチェックをする。

(79) 還元・追加は、19の大選挙区に1議席ずつ割り振る形で行われる。具体的な割り振りの方法は次の通りである。各選挙区における各政党の得票を、既に当該選挙区で当該政党が得ている議席数(①)プラス1で割り算する(議席を得ていない政党は割り算も行わない)。得られた商を、選挙区ごとに、{選挙区内の有効投票総数÷(選挙区定数[調整議席を含めたもの、本文(3)に呈示のもの]-1)}で割り算する。この結果得られた商の大きい順に、当該商に対応する政党名簿に1議席ずつ議席を割り振る。選挙区に既に1議席が割り振られている場合、及び調整議席から各党への追加配分議席(③)が全て各選挙区の政党名簿に割り振り終わっている場合は、商を1つ飛ばして、次に大きな商に対応する政党名簿に議席を割り振る。(ノルウェー地方政府・地域開発省への問合せによる)

(80) 第1位と第2位に指定された回数の合計が1番多い者、の意味である。

(81) "Elections to the Norwegian Storting," *op.cit.*, (76).

(82) ギリシャでは、2004年2月に選挙法が改正され、次期総選挙が新選挙法による最初の総選挙になる。しかし、新選挙法に関し十分な情報が得られなかったため、それ以前の旧制度で記述を行った。2004年の改正後の新制度は、大枠で旧制度を踏襲している。ギリシャの制度は「強化された比例代表制(Reinforced Proportional Representation)」と呼ばれ、小党乱立を防ぎ大政党に有利な議席配分を行っている。本稿で紹介した旧制度も、新選挙法による制度も、ともに「強化された比例代表制」である。一方、ギリシャでは、このような議席配分を行わず得票率と議席配分の高制度を「単純な比例代表制(Simple Proportional Representation)」と呼んでいる。ギリシャの1989年選挙法は「単純な比例代表制」によっていたが、1990年選挙法では「強化された比例代表制」に戻っており、現在に至っている。西平 前掲書, pp.436-441; "9 April 2000: Greek Chamber of Deputies (Vouli ton Ellinon)," *Representation*, vol.37 no.2, Autumn 2000, pp.165-166; G. Kazamias and D. Papadimitriou, "The elections in Greece, April 2000," *Electoral Studies*, vol.21 no.4, December 2002, p.650; Lijphart Elections Archive ホームページ "Greece: Formulaic Matrix" <<http://dodgson.ucsd.edu/lij/lijmatrix/greecematrix.html>>; Ministry of the Interior, Public Administration and Decentralisation 英語ホームページ "National Elections" <http://www.yypes.gr/ekloges/content/EN/ethnik_fr.htm>; Wikipedia ホームページ "Elections in Greece" <http://en.wikipedia.org/wiki/Elections_in_Greece>.

- 式で各政党に議席配分を行う。(第1次議席配分)
- ② 配分しきれなかった議席は、選挙区より広い地域(13連合選挙区)に集め、連合選挙区での政党名簿の得票に従って、ヘアー式⁽⁸⁵⁾で各政党に議席配分を行う。(第2次議席配分)
- ③ 更に配分しきれなかった議席は、全国単位で集める。全国で最多得票⁽⁸⁶⁾の政党は、連合選挙区でも最多得票である場合は、その連合選挙区で配分しきれず全国単位で集められた議席をすべて獲得する。このように最多得票政党に配分された議席以外の議席は、全国を単位とし、政党名簿の全国得票⁽⁸⁷⁾に従って、ヘアー式で各政党(最多得票政党を含む)に配分される。(第3次議席配分)
- ④ 更に配分しきれなかった議席は、全国で最多得票の政党⁽⁸⁸⁾に与えられる。(第3次議席配分)
- ⑤ ②、③、④で各党に配分された議席は、48の選挙区の各政党名簿に割り当てられる⁽⁸⁹⁾。
- ⑥ 48の各選挙区の政党名簿ごとに、優先投票の順に候補者が当選する。
- ⑦ 小選挙区では、比較多数を獲得した政党名簿の中から、優先投票の数が最多の候補者が当選する。
- ⑧ 全国単位の大選挙区の12議席については、48選挙区・小選挙区での投票結果を全国単位で集め、ドント式で各政党に配分する。この12議席のためには、拘束名簿が準備され、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する。
- ⑨ 全国での得票率が有効投票総数の3%以上の政党であれば、単純比例式⁽⁹⁰⁾で計算した場合の議席数の少なくとも70%の議席が与えられるように議席配分が調整される⁽⁹¹⁾。
- ⑩ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の3%未満の政党は、議席配分を受けられない。

⁽⁸³⁾ Leonard and Natkiel, *op.cit.*, pp.62-63; Adam Carr's Election Archive ホームページ "Greek Republic: 2004 legislative election" <<http://psephos.adam-carr.net/countries/g/greece/>>.

⁽⁸⁴⁾ ハーゲンバッハ・ビショフ式：選挙区の有効投票総数÷(選挙区定数+1)を当選基数(割り切れなかった場合は整数部分、これをハーゲンバッハ・ビショフ式当選基数と呼ぶ)とし、各政党の得票数をこの当選基数で割り、商(整数部分)を当該政党の議席数とする。

⁽⁸⁵⁾ ヘアー式：(連合選挙区の有効投票総数÷連合選挙区内の未配分議席数)を当選基数(割り切れなかった場合は整数部分、これをヘアー式当選基数と呼ぶ)とし、各政党の得票数をこの当選基数で割り、商(整数部分)を当該政党の議席数とする。

⁽⁸⁶⁾ 小選挙区のみも含める。

⁽⁸⁷⁾ 小選挙区のみも含める。

⁽⁸⁸⁾ 小選挙区のみも含める。

⁽⁸⁹⁾ 割り当ての方法は不明だが、例えば②で配分された議席は、①の計算における余り(各選挙区の各政党の剰余票)の多い順に配分するなどが考えられる(西平 前掲書, p.439)。

⁽⁹⁰⁾ 総議席数(おそらくは300議席)×得票率。通常、単純比例式は、左記計算の整数部分を配分議席数とする。この場合も、おそらく整数部分を指すのであろうが、詳細は不明。

⁽⁹¹⁾ 調整は、全国で2番目に多くの得票をした政党の議席を減らして、その議席を、少なくとも70%の議席を与えるように調整する政党に追加配分するという形で行われるが、詳細は不明。②の段階で議席調整が行われるとも推定される(西平 前掲書, p.440)。

15 ポーランド⁽⁹²⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 460人
- (3) 選挙区 大選挙区 41区(定数7~19人)⁽⁹³⁾
- (4) 投票方法 1票を政党名簿(選挙区単位)の候補者に投票(優先投票のみ)。
- (5) 選出方法
 - ① 候補者への投票は、当該候補者が所属する政党名簿への投票とみなす。選挙区ごとに、政党名簿への投票に従って、ドント式⁽⁹⁴⁾で各政党に議席配分を行う。
 - ② 各選挙区の政党ごとに、優先投票の順に候補者が当選する。
 - ③ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の5%未満の政党は、議席配分を受けられない(ただし、この阻止条項は登録された全国的マイノリティ政党には適用されない)。政党連合の場合は、全国での得票率が8%未満であれば、議席配分を受けられない。

16 チェコ⁽⁹⁵⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
- (2) 総定数 200人
- (3) 選挙区 大選挙区 14区
(定数5~25人、首都と県単位)⁽⁹⁶⁾
- (4) 投票方法
1票を政党名簿(選挙区単位)に投票。同時に、候補者に対して最大2票の優先投票を行える。ただし、投票した政党名簿の候補者に、優先投票を行わなければならない。同一候補者への複数の優先投票は行えない。
- (5) 選出方法
 - ① 選挙区ごとに、政党名簿への投票に従ってドント式で各政党に議席配分を行う。
 - ② 各政党では、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する。
 - ③ ②にかかわらず、各選挙区の政党ごとに、優先投票の数が所属政党の選挙区での得票

⁽⁹²⁾ ACE Electoral Knowledge Network ホームページ "Topic: Electoral Systems, Country: Poland" <http://ace.at.org/epic-en/es/Epic_view/PL>; ポーランド全国選挙委員会 (Państwowa Komisja Wyborcza) 英語ホームページ "THE ACT OF 12th APRIL 2001 ON ELECTIONS TO THE SEYM OF THE REPUBLIC OF POLAND AND TO THE SENATE OF THE REPUBLIC OF POLAND" <http://www.wybory2005.pkw.gov.pl/SJM/pliki/AKTY_PRAWNE/ustawy/ord_parl2001_zmianyEN.rtf>.

⁽⁹³⁾ ポーランド全国選挙委員会 (Państwowa Komisja Wyborcza) 英語ホームページ "Election results" <<http://www.wybory2005.pkw.gov.pl/SJM/EN/WYN/M/index.htm>>.

⁽⁹⁴⁾ 2001年4月12日ポーランド上下院選挙法第166条。修正サン・ラグ式とする資料もあるが、"THE ACT OF 12th APRIL 2001 ON ELECTIONS TO THE SEYM OF THE REPUBLIC OF POLAND AND TO THE SENATE OF THE REPUBLIC OF POLAND," *op.cit.*, ⁽⁹²⁾により、ドント式とした。

⁽⁹⁵⁾ Klára Plecítá-Vlachová and Mary Stegmaier, "The Chamber of Deputies election, Czech Republic 2002," *Electoral Studies*, vol.22 no.4, December 2003, pp.774-775; チェコ下院 (Parlament Ceske republiky Poslanecka snemovna) ホームページ "Aktualizované znění 247/1995 Sb. ZÁKON ze dne 27. září 1995 o volbách do Parlamentu České republiky a o změně a doplnění některých dalších zákonů částka 65 Sbírky zákonů ročník 1995 rozeslána 30. října 1995 (účinnost 1. ledna 1996)" <<http://www.parliament.cz/docs/texts/1995-247.html>>, "Volby do Parlamentu České republiky" <<http://www.parliament.cz/docs/texts/elections.html>>.

⁽⁹⁶⁾ Wikipedia ホームページ「チェコの地域区分」<<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%81%E3%82%A7%E3%82%B3%E3%81%AE%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E5%8C%BA%E5%88%86>>; Adam Carr's Election Archive ホームページ "Czech Republic: 2006 legislative election: Electoral maps" <<http://psephos.adam-carr.net/countries/c/czechrepublic/czechrepmapsindex.shtml>>.

の7%以上になる候補者が、名簿順位1位となる。そのような候補者が複数いた場合は、優先投票の数の順に1位、2位、3位……となる。優先投票が同数の場合は、名簿登載順に1位、2位、3位……となる。

- ④ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の5%未満の政党は、議席配分を受けられない。2党からなる政党連合の場合は、全国での得票率が10%未満であれば、議席配分を受けられない。3党からなる政党連合の場合は15%未満、4党以上からなる政党連合の場合は20%未満で、議席配分を受けられない。

17 スロバキア（一院制議会）⁽⁹⁷⁾

- (1) 選挙制度の類型 非拘束名簿式比例代表制
 (2) 総定数 150人
 (3) 選挙区 大選挙区 1区（全国単位）
 (4) 投票方法
 1票を政党名簿（全国1区の選挙区単位）に投票。同時に、候補者に対して最大4票の優先投票を行える。ただし、投票した政党名簿の候補者に、優先投票を行わなければならない。同一候補者への複数の優先投票は行えない。

(5) 選出方法

- ① 政党名簿への投票に従って、ハーゲンバッハ・ビショフ式最大剰余法⁽⁹⁸⁾で、各政党に議席配分を行う。
 ② 各政党では、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する。
 ③ ②にかかわらず、政党ごとに、優先投票の数が当該政党の全得票数（当該政党名簿に対する投票の合計）の3%以上になる候補者が、名簿順位第1位となる。そのような候補者が複数いた場合は、優先投票の数の順に1位、2位、3位……となる。優先投票が同数の場合は、名簿登載順に1位、2位、3位……となる。
 ④ 阻止条項：全国での得票率が有効投票総数の5%未満の政党は、議席配分を受けられない。2又は3党からなる政党連合の場合は、全国での得票率が有効投票総数の7%未満であれば、議席配分を受けられない。4党以上からなる政党連合の場合は10%未満で、議席配分を受けられない。

18 スイス⁽⁹⁹⁾

- (1) 選挙制度の類型 自由名簿式比例代表制

⁽⁹⁷⁾ John Fitzmaurice, "The parliamentary election in Slovakia, September 2002," *Electoral Studies*, vol. 23 no.1, March 2004, p.161; ACE Electoral Knowledge Network ホームページ "Topic: Electoral Systems, Country: Slovakia" <http://ace.at.org/epic-en/es/Epic_view/SK> ; スロバキア統計局 (Štatistický úrad Slovenskej republiky) ホームページ "Zákon č. 333/2004 Z.z. z13. mája 2004 o voľbách do Národnej rady Slovenskej republiky v znení zákona č. 464/2005 Z.z. [the Act No. 333/2004 (Coll.) on Elections to the National Council of the Slovak Republic as amended]" <http://www.statistics.sk/nrsr_2006/angl/index.jsp> 又は <http://www.statistics.sk/nrsr_2006/slov/index.jsp> (last access 2006.7.26. 本法律は現在このアドレスからアクセスできなくなっている。2004年時点の本法律の英訳をスロバキア国会事務局から入手し、本稿では当該英訳によりスロバキア国会の選挙制度を記述した。なお2004年以降の本法律の改正の状況についても、スロバキア国会事務局に確認を取ってある)。

⁽⁹⁸⁾ ハーゲンバッハ・ビショフ式最大剰余法：有効投票総数÷(総定数+1)を当選基数(割り切れなかった場合は整数部分、これをハーゲンバッハ・ビショフ式当選基数と呼ぶ)とし、各政党の得票数を当選基数で割り、商(整数)と余りを求める。まず、当該商(整数)を、各党への配分議席とする。各政党の配分議席の合計が総定数に満たない場合は、余りの大きい順に1議席ずつ総定数に至るまで、各政党へ議席配分を行う。

- (一部、単純小選挙区制)
- (2) 総定数 200人
- (3) 選挙区⁽¹⁰⁰⁾
- ① 大選挙区(比例区) 20区(定数2~34人)
 - ② 小選挙区 6区(大選挙区、小選挙区いずれも州を単位としている)
- (4) 投票方法
- ① 大選挙区20区では、1つの政党名簿(選挙区単位)を選択して、選挙区定数以下の票を当該政党名簿の候補者に投票。同一候補者に2票まで投じることも可能。同一選挙区の他の政党名簿の候補者に投票することも可能。
 - ② 小選挙区では、1票を候補者⁽¹⁰¹⁾に投票。
- (5) 選出方法
- ① 候補者への投票は、個人得票と呼ばれる。定数未満の候補者に投票されている場合、定数との差分は、補充得票と呼ばれる。個人得票と補充得票の和が、政党の得票となる。
 - ② 他の政党名簿の候補者を記載した場合は、当該候補者への投票とみなされ、当該候補者の個人得票となるとともに、当該候補者の所属する政党の得票ともなる。
 - ③ 選挙区ごとに、政党の得票に従って、ハーゲンバッハ・ビショフ法で各政党に議席配分を行う。
 - ④ 選挙区の政党名簿ごとに、個人得票の多い順に候補者が当選する。

- ⑤ 小選挙区では、比較多数を獲得した候補者が当選。
- ⑥ 阻止条項：なし

19 ルクセンブルグ(一院制議会)⁽¹⁰²⁾

- (1) 選挙制度の種類 自由名簿式比例代表制
- (2) 総定数 60人
- (3) 選挙区 大選挙区 4区
(定数7, 9, 21, 23人⁽¹⁰³⁾)
- (4) 投票方法
1票を政党名簿(選挙区単位)に投票。
又は選挙区定数以下の票を政党名簿(選挙区単位)の候補者に投票(優先投票、この場合は政党名簿自体には投票しない)。同一候補者に2票まで投じることも可能。同一選挙区の別の政党名簿の候補者に投票することも可能。
- (5) 選出方法
 - ① 政党名簿への投票は、選挙区定数と同数の票が当該政党名簿に投じられたとみなす。また、候補者に投じられた票は、所属政党への投票とみなす。これらを合算し、各選挙区の政党の得票数とする。
 - ② 選挙区ごとに、政党の得票数に従って、ハーゲンバッハ・ビショフ法で各政党に議席配分を行う。
 - ③ 各選挙区の政党名簿ごとに、優先投票の順に候補者が当選する。
 - ④ 阻止条項：なし。

⁽⁹⁹⁾ 西平 前掲書, pp.389-401; ACE Electoral Knowledge Network ホームページ "Topic: Electoral Systems, Country: Switzerland" <http://ace.at.org/epic-en/es/Epic_view/CH>; Confédération suisse ホームページ "Loi fédérale du 17 décembre 1976 sur les droits politiques" <http://www.admin.ch/ch/f/rs/c161_1.html>.

⁽¹⁰⁰⁾ Statistique Suisse ホームページ "Liste des élu(e)s du au Conseil national" <http://www.politik-stat.ch/nrw2003/CH/index_f.shtml#NationalNamenKantone>.

⁽¹⁰¹⁾ 選挙法の正確な規定を見ると、候補者ではなく「被選挙資格を持つ誰に対しても投票することができる」となっている(政治的権利に関する1976年12月17日連邦法第47条)。

⁽¹⁰²⁾ 西平 前掲書, pp.402-406; Rose, *op.cit.*, p.366; Le gouvernement luxembourgeois ホームページ "Élections législatives Principes" <<http://www.elections.public.lu/legislatives/2004/principes/index.html>>.

⁽¹⁰³⁾ ルクセンブルグ憲法第51条第6項で、南部、中央部、北部、東部の4選挙区が定められている。選挙法により、各々の定数は23、21、9、7である。

Ⅲ 単記移譲式比例代表制の国

1 アイルランド⁽¹⁰⁴⁾

- (1) 選挙制度の種類 単記移譲式比例代表制
- (2) 総定数 166人
- (3) 選挙区 大選挙区 42区 (定数3～5人)
- (4) 投票方法

選挙区ごとに、投票用紙に印刷された候補者に選好順位をつけて投票。(例えば、1、2、3……と番号を振る⁽¹⁰⁵⁾。必ずしも全員に選好順位を付ける必要はない)

- (5) 選出方法

- ① 選挙区ごとに、ドループ式当選基数、すなわち「 $\{ \text{有効投票総数} \div (\text{定数} + 1) \}$ の商の整数部分 $+ 1$ 」を計算し、当選基数以上の第1順位票を得た候補者が当選となる。
- ② 当選人の得票(第1順位票)のうち当選基数を超えた分を超過票と呼ぶ。超過票が、i {ドループ式当選基数－未当選候補者のうちの最高得票(第1順位票の数)}以上になる、ii {最下位の2候補者の間の票数(第1順位票の数)の差}以上になる、又は

iii {供託金没収点⁽¹⁰⁶⁾－没収点に達していない最高得票(第1順位票の数)}よりも多くなる場合は⁽¹⁰⁷⁾、超過票を投票者が第2順位とした候補者に移譲し⁽¹⁰⁸⁾、当該第2順位候補者の得票(当該第2順位候補者本人の第1順位票)と合算する。

- ③ この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。
- ④ ②の超過票が存在しない場合、又は②の超過票がi、iiのいずれよりも少なく、かつiii以下の場合、最下位の候補者を落選とし、この候補者の票(第1順位票)を投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当該第2順位候補者の得票(当該第2順位候補者本人の第1順位票)と合算する。
- ⑤ この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。
- ⑥ 当選者が、定数に達するまで②、③、④、⑤の手順を繰り返す。
- ⑦ 手順を繰り返す過程で、候補者として残った者の数が、(定数－当選者)と同数になれば、残った候補者は全員当選となる(ドループ式当選基数に達する必要はない)。
- ⑧ 阻止条項：なし⁽¹⁰⁹⁾。

⁽¹⁰⁴⁾ 西平 前掲書, pp.64,71-74; Office of the Houses of the Oireachtas ホームページ "29th DÁIL GENERAL ELECTION May, 2002: Election Results and Transfer of Votes" <<http://www.oireachtas.ie/documents/a-misc/elec02-01.pdf>>.

⁽¹⁰⁵⁾ 選考順位がはっきりすればよく、1、2、3……という数列であることは求められていない。(1992年選挙法第118条第1項)

⁽¹⁰⁶⁾ ドループ式当選基数の4分の1。ただし移譲票も加えた票数が供託金没収点以下の場合に供託金が没収される。(1992年選挙法第48条第1項e号)

⁽¹⁰⁷⁾ 超過票がi以上ならば、超過票の移譲により新たに当選者が現れる可能性がある。超過票がii以上ならば、同じく最下位の候補者が変わる可能性がある。超過票がiiiよりも多ければ、同じく供託金の没収を免れる候補者が現れる可能性がある。超過票がi、iiのいずれよりも少なく、かつiii以下ならば、以上の3つの可能性は存在しない。その場合は、最下位の候補者を落選とする訳である。(1992年選挙法第121条第8項)

⁽¹⁰⁸⁾ まず、当選人の得票(第1順位票)の総数のうちの、第2順位に指定された候補者(複数)別の割合を計算する。超過票に、この候補者(複数)別の割合を掛け算して、その解となった票数を、第2順位の候補者(複数)に移譲する。

⁽¹⁰⁹⁾ ACE Electoral Knowledge Network ホームページ "Topic: Electoral Systems, Country: Ireland" <http://ace.at.org/epic-en/es/Epic_view/IE>.

IV 小選挙区比例代表組合せ型の国々

1 メキシコ⁽¹¹⁰⁾

(1) 選挙制度の類型 小選挙区比例代表並立制

(2) 総定数 500人

(3) 選挙区

① 小選挙区 300区

② 大選挙区(比例区) 5区(定数40人)

(4) 投票方法

1票を小選挙区候補者に投票。この1票は、同時に、小選挙区候補者の所属政党の政党名簿(比例区単位)への投票ともなる⁽¹¹¹⁾。

(5) 選出方法

① 小選挙区では、比較多数を獲得した候補者が当選。

② 大選挙区(比例区)は、拘束名簿式比例代表制である。まず、全国レベルで、政党名簿への投票に従って、ヘアー式最大剰余法で各政党に議席配分を行う。次いで、各党に配分された議席(比例代表選挙の分のみ)を、各大選挙区(比例区)の政党名簿に割り振る⁽¹¹²⁾。

③ 大選挙区(比例区)では、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する⁽¹¹³⁾。

④ 小選挙区と大選挙区(比例区)を合わせて300を超える議席を配分される政党が出ないように議席配分を行う(300議席を超える場合は、当該政党の比例区の議席数を減じて調整する)。

⑤ 各政党の議席占有率(500議席に対する割

⁽¹¹⁰⁾ Dieter Nohlen, ed., *Elections in the Americas: A Data Handbook*, vol.1: *North America, Central America, and the Caribbean*, Oxford: Oxford University Press, 2005, pp.450-451; Matthew Soberg Shugart and Martin P. Wattenberg, ed., *Mixed-Member Electoral Systems: The Best of Both Worlds?*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp.220-230, 454-457; Ernesto Calvo and Juan Manuel Abal Medina (h), "Institutional gamblers: majoritarian representation, electoral uncertainty, and the coalitional costs of Mexico's hybrid electoral system," *Electoral Studies*, vol.21 no.3, September 2002, pp.456-457; Election Resources on the Internet ホームページ "Federal Elections in Mexico" <http://electionresources.org/mx/index_en.html>; Instituto Federal Electoral 英語ホームページ "MEXICAN ELECTORAL SYSTEM" <http://www.ife.org.mx/documentos/preguntas/II_MEXICAN_ELECTORAL_SYSTEM.pdf>; Political Database of the Americas ホームページ "CODIGO FEDERAL DE INSTITUCIONES Y PROCEDIMIENTOS ELECTORALES" <<http://pdba.georgetown.edu/Electoral/Mexico/codigomex.html>>.

⁽¹¹¹⁾ 比例区の政党名簿に別の1票を投じる(2票制)との記述がある資料もあるが、Instituto Federal Electoral への問合せにより、1票制であることが確認された。

⁽¹¹²⁾ 割り振りの方法は複雑である。まず、選挙区ごとに、政党名簿への投票に従って、ヘアー式で各政党の議席数を仮計算する。すなわち、[選挙区での各党得票÷{(選挙区での投票総数÷定数40)の商の整数部分}]の商[整数部分]を議席数とする(「余り」は後の計算で使用する)。求められた各選挙区の各政党の議席数を、政党ごとに全国レベルで合計し、②前段で算出された全国単位の各政党議席数と比較する。比較の結果、全国レベルの合計数が、全国単位の各党議席数(②前段)より少なければ、政党ごとに、各選挙区での「余り」の多い順に、選挙区の議席を1議席ずつ追加する。この結果、万が一選挙区での総議席数が、定数40を超えてしまった場合は、各政党の当該選挙区議席数を見直す。見直しの方法は不明。(Shugart and Wattenberg, *op.cit.*, p.456.)

⁽¹¹³⁾ 小選挙区と比例区の政党名簿(1つの名簿)の両者に重複立候補することが可能である。立候補する比例区は、立候補する小選挙区を地理的に包含していなければならない。また、一政党につき、重複立候補する候補者数が60名までとの上限がある。小選挙区で当選した場合は、比例区の政党名簿から自動的に除かれる。小選挙区での得票率等は、比例区の政党名簿での当落と無関係である。("MEXICAN ELECTORAL SYSTEM," *op.cit.*, ⁽¹¹⁰⁾, p.4 また Instituto Federal Electoral への問合せによる)

合)が、当該政党の得票率(比例代表選挙における全国得票率)に対して8%を超えて上回ることはないように議席配分を行う。(8%を超える場合は、当該政党の比例区の議席数を減じて調整する。ただし、小選挙区の議席数まで減ずることはしない。)

- ⑥ 阻止条項：全国での得票率(比例代表選挙における全国得票率)が投票総数⁽¹¹⁴⁾の2%未満の政党は、比例代表選挙での議席配分を受けられない。

2 韓国(一院制議会)⁽¹¹⁵⁾

- (1) 選挙制度の種類 小選挙区比例代表並立制
- (2) 総定数 299人
- (3) 選挙区
 - ① 小選挙区 243区
 - ② 大選挙区(比例区) 1区
(定数56人、全国単位)
- (4) 投票方法
1票を小選挙区候補者に投票。もう1票を政党名簿(全国単位)に投票。
- (5) 選出方法
 - ① 小選挙区では、比較多数を獲得した候補者が当選。
 - ② 大選挙区(比例区)は、拘束名簿式比例代表制である。まず、政党名簿の得票に従って、ヘアー式最大剰余法で各政党に議席配分を行う。次いで、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する⁽¹¹⁶⁾。
 - ③ 阻止条項：政党名簿への投票について得

票率が有効投票総数の3%未満であり、かつ小選挙区での当選者が5人未満の政党は、比例代表選挙での議席配分を受けられない。

3 ドイツ⁽¹¹⁷⁾

- (1) 選挙制度の種類 小選挙区比例代表併用制
- (2) 総定数 598人
(超過議席⁽¹¹⁸⁾が発生することがある)
- (3) 選挙区
 - ① 小選挙区 299区
 - ② 大選挙区(比例区) 16区
(定数は存在しない、州単位)
- (4) 投票方法
1票を小選挙区候補者に投票。もう1票を政党名簿(大選挙区[比例区、州]単位)に投票。
- (5) 選出方法
 - ① 小選挙区では、比較多数を獲得した候補者が当選。
 - ② 全国レベルで、政党名簿への投票(第2票と呼ばれる)に従い、単純比例式最大小数法(ニーマイヤー式)⁽¹¹⁹⁾で、各政党に議席を仮配分する。
 - ③ 各党の全国単位の仮配分議席を、各党の州ごとの得票数(第2票)に従い、単純比例式最大小数法(ニーマイヤー式)で配分し、各党の州ごとの議席数を仮算出する。
 - ④ 各党の州ごとの議席数(仮算出分)から、その州の当該政党の小選挙区当選者数を引き算し、不足分を当該政党名簿(その州の名簿)から補充し当選とする。名簿は、拘

⁽¹¹⁴⁾ 無効票も含まれる。なおヘアー式最大剰余法の計算でも投票総数(無効票込み)が使われる。

⁽¹¹⁵⁾ 浅羽樹祐「民主化以降韓国の国会議員選挙—小選挙区比例代表並立制の制度的効果を中心に—」『現代韓国朝鮮研究』4号, 2004.11, pp.38-50; 山本健太郎「韓国における政治改革立法と政党の動向—盧武鉉大統領の弾動と2004年総選挙を経て」『レファレンス』641号, 2004.6, pp.36-42.

⁽¹¹⁶⁾ 小選挙区と比例区の政党名簿の間の重複立候補は認められていない。

⁽¹¹⁷⁾ 西平 前掲書, pp.275-307.

⁽¹¹⁸⁾ 議席計算の過程で、定数598人を超える議席が発生し、その議席分だけ当該選挙に限り、総定数を増加させることがある。この議席を超過議席(張出し議席)と言う。2005年の総選挙では、16議席の超過議席が発生し、総定数は614人になっている。

東名簿式であり、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から不足分（補充）の候補者が当選する。なお、小選挙区と比例区で重複立候補⁽¹²⁰⁾ができるため、政党名簿中の小選挙区当選者を除いて、次順位の候補者が当選となる。

- ⑤ ④の引き算で、各党の州ごとの議席数（仮算出分）と、その州の当該政党の小選挙区当選者数が同数になる場合は、小選挙区当選者だけが当選となり、当該政党名簿（その州の名簿）からの補充は行われない。
- ⑥ ④の引き算で、各党の州ごとの議席数（仮算出分）よりも、その州の当該政党の小選挙区当選者数が多い場合は、小選挙区当選者を全員当選とし、総定数を当該選挙に限り臨時に増加させる。増加した議席を超過議席と呼ぶ。
- ⑦ 阻止条項：政党名簿への投票（第2票）について全国での得票率が有効投票総数の5%未満であり、かつ小選挙区での当選者が3人未満の政党は、第2票による議席配

分を受けられない。

4 ニュージーランド（一院制議会）⁽¹²¹⁾

- (1) 選挙制度の類型 小選挙区比例代表併用制
- (2) 総定数 120人
（超過議席⁽¹²²⁾が発生することがある）
- (3) 選挙区
- ① 小選挙区 69区
（うちマオリ人〔先住民族〕選挙区⁽¹²³⁾ 7区）
- ② 大選挙区（比例区） 1区
（定数51人、全国単位）
- (4) 投票方法
1票を小選挙区候補者に投票。もう1票を政党名簿（全国単位）に投票。
- (5) 選出方法
- ① 小選挙区では、比較多数を獲得した候補者が当選。
- ② 政党名簿の得票に従い、サン・ラグ式⁽¹²⁴⁾で各政党に総議席（120人）を仮配分する。
- ③ 各政党の議席数（②の仮配分）から、当該政党の小選挙区当選者数を引き算し、不

⁽¹¹⁹⁾ 単純比例式最大小数法：総定数×各党の得票率（各党の得票数÷有効投票総数）の整数部分を、まず配分する。次いで、配分しきれなかった議席は、この計算結果の小数部分の大きな順に、各党に1議席ずつ配分する。ドイツでは提案者の名前を取り、ニーマイヤー式（Sitzverteilungsverfahren nach Niemeyer）と呼ばれる。なお、ドイツ下院の選挙には、阻止条項が設けられているため、有効投票総数から阻止条項の基準未満の政党の得票数が除かれて計算される。

⁽¹²⁰⁾ 小選挙区の候補者が、当該小選挙区が属する州の政党名簿の候補者になる場合もあるし、別の州の政党名簿の候補者になる場合もある。

⁽¹²¹⁾ Andrew Reynolds et al., *Electoral System Design: The New International IDEA Handbook*, Stockholm: International IDEA, 2005, pp.100-103; Dieter Nohlen et al., ed., *Elections in Asia and the Pacific: A Data Handbook*, vol. 2: *South East Asia, East Asia and the South Pacific*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp.712-713; Shugart and Wattenberg, *op.cit.*, pp.70-95.

⁽¹²²⁾ 2005年の総選挙では、1議席の超過議席が発生し、総定数は121人になっている。

⁽¹²³⁾ マオリ人は、マオリ人のための特別な選挙人名簿（マオリ人選挙人名簿）に登録されることを選択できる（マオリ人選挙人名簿ではなく、一般の選挙人名簿に登録されることもできる）。マオリ人選挙人名簿に登録された場合は、小選挙区選挙では、マオリ人選挙区の候補者に投票することになる。マオリ人選挙区は、他の一般の小選挙区と地理的に分割された選挙区ではなく、重なる関係にある。（Shugart and Wattenberg, *op.cit.*, pp.95,301; ELECTIONS New Zealand ホームページ "New Zealand ELECTORATES" <<http://www.elections.org.nz/electorates/index-2.html>>）

⁽¹²⁴⁾ サン・ラグ式：ドント式と同様の要領で議席配分を行うが、各政党の得票を1、3、5、7……の数で順次割り算する。そして、商の大きい順に定数まで1議席ずつ配分をする。

足分を当該政党名簿から補充し当選とする。名簿は、拘束名簿式であり、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から不足分（補充分）の候補者が当選する。なお、小選挙区と比例区で重複立候補ができるため、政党名簿中の小選挙区当選者を除いて、次順位の候補者が当選となる。

- ④ ③の引き算で、各政党の議席数（②の仮配分）と、当該政党の小選挙区当選者数が同数になる場合は、小選挙区当選者だけが当選となり、当該政党名簿からの補充は行われない。
- ⑤ ③の引き算で、各政党の議席数（②の仮算出分）よりも、その州の当該政党の小選挙区当選者数が多い場合は、小選挙区当選者を全員当選とし、総定数を当該選挙に限り臨時に増加させる。増加した議席を超過議席と呼ぶ。
- ⑥ 阻止条項：政党名簿への投票について得票率が有効投票総数の5%未満であり、かつ小選挙区での当選者がいない政党は、議席配分を受けられない。

5 ハンガリー（一院制議会）⁽¹²⁵⁾

- (1) 選挙制度の類型 小選挙区比例代表組合せ型（補償議席型）
- (2) 総定数 386人（小選挙区選出176人、県・首都レベルの比例代表選挙選出152人、全国レベルの補償議席58人）
- (3) 選挙区

- ① 小選挙区 176区
- ② 大選挙区（比例区） 20区
（定数4～28人、県と首都単位）
- ③ 大選挙区（補償議席配分を行う選挙区）
1区（定数58人以上、全国単位）
- (4) 投票方法
1票を小選挙区候補者に投票。もう1票を政党名簿（大選挙区〔比例区〕単位）に投票。
- (5) 選出方法
- ① 小選挙区では、有権者の過半数が投票し、かつ有効投票総数の過半数を得る候補者があれば、その者が当選。これ以外のときは、2週間後に第2回投票を実施。過半数が投票するに至らなかった場合は、全候補者が第2回投票に進出することができる。有権者の過半数が投票した場合は、有効投票総数の15%以上を得票した候補者のみ（ただし3名に満たないときは上位3名）が、第2回投票に進出することができる。第2回投票では、有権者の4分の1を超える者が投票した場合⁽¹²⁶⁾、比較多数を獲得した候補者が当選。
- ② 県・首都レベルの比例代表選挙では、選挙区（比例区）ごとに、政党名簿の得票に従いドループ式最大剰余法⁽¹²⁷⁾により各政党に議席配分を行う。ただし、最大剰余法を適用する際に、剰余票がドループ式当選基数の3分の2に満たない場合は議席の配分はされず、当該剰余票は、補償議席配分のための票として回される。（配分しきれな

⁽¹²⁵⁾ Josep M. Colomer, ed., *Handbook of Electoral System Choice*, Houndmills: Palgrave Macmillan, 2004, pp.359-361; Shugart and Wattenberg, *op.cit.*, pp.231-254; National Election Office Hungary 英語ホームページ "Act No. XXXIV of 1989 on the Election of Members of Parliament" <http://www.election.hu/parval2006/en/02/1989_34tv.html>.

⁽¹²⁶⁾ 有権者の4分の1を超える者が投票することにならなかった場合は、再選挙となる。

⁽¹²⁷⁾ ドループ式最大剰余法：{[選挙区（比例区）の有効投票総数÷（選挙区定数+1）]の商の整数部分}+1を当選基数（ドループ式当選基数）とし、各政党の得票をドループ式当選基数で割り、商（整数）と余りを求める。まず、当該商（整数）を、各政党への配分議席とする。各政党の配分議席の合計が定数に満たない場合は、余りの大きい順に1議席ずつ定数に至るまで、各政党へ議席配分を行う。ただし、ハンガリーの場合は、ドループ式当選基数の3分の2に満たない余りである場合は、議席配分を行わない。

かった議席は補償議席に追加され、全国レベルで配分される)

- ③ 県・首都レベルの比例代表選挙で、有権者の過半数が投票するに至らなかった選挙区が出た場合は、当該選挙区につき2週間後に第2回投票を実施し、有権者の4分の1を超える者が投票すれば第2回投票は有効となる。第2回投票には、すべての政党名簿が進出することができ、議席配分方法は②と同じである。なお、第2回投票で、有権者の4分の1未満⁽¹²⁸⁾しか投票しなかった場合は、第1回投票で投じられた票を、補償議席配分のための票として回す(当該比例区の議席は補償議席に追加され、全国レベルで配分される)。
- ④ 県・首都レベルの比例代表選挙では、あらかじめ政党が定めた名簿(比例区ごとの政党名簿)順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選。
- ⑤ (i) 小選挙区での死票(第2位以下の候補者に投じられた票をその所属政党の死票とする。

第2回投票まで進んだ場合でも、最終[第2回]当選者以外の第1回投票の候補者の票を死票とする⁽¹²⁹⁾)、及び(ii)県・首都レベルの比例代表選挙の死票⁽¹³⁰⁾(1議席に結びつかなかった剰余票⁽¹³¹⁾[ドループ式当選基数の3分の2に満たない剰余票も含む]、③後段に示される「第1回投票で投じられた票」が死票とされる場合もある)を合算し、これを各政党の「全国レベルの得票」とみなす。

- ⑥ 補償議席(当初から補償議席に割り当てられている58議席+県・首都レベルの比例代表選挙で配分されなかった議席)について、各政党の「全国レベルの得票」(⑤)に従って、ドント式で各政党に配分する。
- ⑦ 補償議席については、各政党が提出する全国レベルの政党名簿(比例区ごとの政党名簿とは別の名簿)⁽¹³²⁾により、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選。
- ⑧ 阻止条項: 県・首都レベルの比例代表選挙で全国での得票率が有効投票総数の5%

⁽¹²⁸⁾ 1989年国会議員選挙法第8条第10項。③前段から「4分の1以下」と規定されるのが自然だが、英訳された1989年国会議員選挙法(注⁽¹²⁵⁾)では「4分の1未満」となっている。

⁽¹²⁹⁾ 第1回投票で有権者の過半数が投票したが、過半数の得票をした候補者が現れず第2回投票が行われた場合についての死票の規定である。第1回投票で有権者の過半数が投票することにならなかったために第2回投票が行われた場合は、当選者以外の候補者の第2回投票における票を死票とする(ハンガリー議会事務局への問合せによる)。なお、この場合、第1回投票の候補者の票を死票と数えないことについては、1989年国会議員選挙法第9条第5項に規定がある。

⁽¹³⁰⁾ ドループ式最大剰余法による議席配分の際に剰余票の大きさによる議席追加配分を受けた政党は、(ドループ式当選基数-当該政党の剰余票)を、県・首都レベルの比例代表選挙の死票から差し引く。これは、本来ならばドループ式当選基数ごとに1議席が配分されるのに、ドループ式当選基数より少ない票で1議席を配分されたため、その差分を死票から除くことにより、過剰に補償議席が配分されるのを防ぐことを目的としている。

⁽¹³¹⁾ 有権者の過半数が投票することにならなかったため第2回投票が行われた選挙区では、第1回投票の結果は死票として扱われず、第2回投票の剰余票が死票として扱われる。

⁽¹³²⁾ 小選挙区、比例区ごとの政党名簿、全国レベルの政党名簿に、重複立候補することが可能。小選挙区の候補者が、当該小選挙区を地理的に包含する比例区の政党名簿の候補者になることもできるし、地理的に離れた比例区の政党名簿の候補者になることもできる。小選挙区で当選した場合は、比例区ごとの政党名簿、全国レベルの政党名簿から自動的に除かれる。また、小選挙区では落選したが、比例区ごとの政党名簿で当選した場合は、全国レベルの政党名簿から自動的に除かれる。小選挙区での得票率等は、比例区ごとの政党名簿、全国レベルの政党名簿での当落と無関係である。(1989年国会議員選挙法第5条第7, 8項、ハンガリー議会事務局への問合せによる)

未満の政党は、県・首都レベルの比例代表選挙の議席配分、及び補償議席の配分を受けられない。2党からなる政党連合の場合は、県・首都レベルの比例代表選挙で全国での得票率が有効投票総数の10%未満であれば、県・首都レベルの比例代表選挙の議席配分を受けられず、県・首都レベルの比例代表選挙の得票が補償議席配分のための死票に数えられない。3党以上からなる政党連合の場合は、同様に15%未満であれば、県・首都レベルの比例代表選挙の議席配分を受けられず、県・首都レベルの比例代表選挙の得票が補償議席配分のための死票に数えられない。

V その他の選挙制度の国

1 シンガポール（一院制議会）⁽¹³³⁾

- (1) 選挙制度の種類 グループ代表選挙制（一種の完全連記制）（一部、単純小選挙区制）
- (2) 総定数 94人（うち、9名は任命議員、1名は非選挙区選出議員）
- (3) 選挙区
 - ① 小選挙区 9区

- ② 大選挙区 14区（定数5～6人⁽¹³⁴⁾。グループ代表選挙区と呼ばれる）
 - * この他に、非選挙区選出議員が当選する場合がある

(4) 投票方法

- ① 小選挙区では1票を候補者に投票。
- ② 大選挙区では1票を候補者グループ（チーム）に投票。

(5) 選出方法

- ① 小選挙区では、比較多数を獲得した候補者が当選。
- ② 大選挙区（グループ代表選挙区）において、各政党はその定数の候補者を1チームとして立候補させる。最も多く票を得たチームが全員当選する⁽¹³⁵⁾。

- ③ ①②の結果、野党⁽¹³⁶⁾の当選者が3人未満の場合に、野党当選者が3人に達するまで、落選野党候補者の中から得票率の高かった順に非選挙区選出議員として当選させる。得票率の計算には、グループ代表選挙区得票率も含まれる。グループ代表選挙区得票率が高かった場合は、当該グループが自主的にグループ内の順位を決定し当選者が得られる。

（みわ かずひろ 政治議会課）

⁽¹³³⁾ 野畑健太郎「シンガポール憲法における多民族的制度の展開—グループ代表選挙区制を中心に—」『憲法研究』30号, 1998, pp.137-149; 平谷英明「シンガポールの選挙制度」『自治研究』75巻11号, 1999.11, pp.45-65; Elections Department of Singapore ホームページ "PARLIAMENTARY ELECTIONS ACT (CHAPTER 218)" <http://statutes.agc.gov.sg/non_version/cgi-bin/cgi_retrieve.pl?actno=REVED-218&doctitle=PARLIAMENTARY%20ELECTIONS%20ACT%0a&date=latest&method=part>.

⁽¹³⁴⁾ Parliament of Singapore ホームページ "List of Constituency" <<http://www.parliament.gov.sg/AboutUs/Org-MP-Cons.htm>>.

⁽¹³⁵⁾ 候補者リスト（チーム）中には、最低1人はマレー人やインド人等の少数民族を含めなければならない（どの少数民族を含めるかは選挙区の特성에依じて定められる）。

⁽¹³⁶⁾ 国会議員選挙法第52条第2項で、政府を形成する予定の政党以外の政党と記述される。

付表 各国の下院（一院制議会を含む）の選挙制度に関する一覧表

国名（*は一院制国）	総定数	任期	選挙権年齢	被選挙権年齢	選挙制度の種類	選挙区数	選挙区定数
アメリカ	435	2年	18歳	25歳	単純小選挙区制	435	1
					小選挙区2回投票制（一部）		
イギリス	646	5年	18歳	18歳	単純小選挙区制	646	1
カナダ	308	5年	18歳	18歳	単純小選挙区制	308	1
フランス	577	5年	18歳	23歳	小選挙区2回投票制	577	1
オーストラリア	150	3年	18歳	18歳	選択投票制	150	1
イタリア	630	5年	18歳	25歳	拘束名簿式比例代表制（プレミアム付）	26	3～44
					単純小選挙区制（一部）	1	1
					非拘束名簿式比例代表制（一部）	在外選挙区 4	1～6
ロシア	450	4年	18歳	21歳	拘束名簿式比例代表制	1	450
スペイン	350	4年	18歳	18歳	拘束名簿式比例代表制	50	2～35
					単純小選挙区制（一部）	2	1
ポルトガル*	230	4年	18歳	18歳	拘束名簿式比例代表制	22	2～48
アイスランド*	63	4年	18歳	18歳	拘束名簿式比例代表制	6	10～11
トルコ*	550	5年	18歳	30歳	拘束名簿式比例代表制	85	2～25
オランダ	150	4年	18歳	18歳	非拘束名簿式比例代表制	19	定数なし
ベルギー	150	4年	18歳	21歳	非拘束名簿式比例代表制	11	4～24
オーストリア	183	4年	18歳	19歳	非拘束名簿式比例代表制	9	7～36
					拘束名簿式比例代表制（一部）	(43地域選挙区あり) 全国選挙区 1	(1～8) 定数なし
スウェーデン*	349	4年	18歳	18歳	非拘束名簿式比例代表制	29	2～36
デンマーク*	179	4年	18歳	18歳	非拘束名簿式比例代表制	17	2～16
						(103選挙区分区あり) 本土外議席 2	2
フィンランド*	200	4年	18歳	18歳	非拘束名簿式比例代表制	14	6～33
						1	1
ノルウェー*	169	4年	18歳	18歳	非拘束名簿式比例代表制	19	4～17
ギリシャ*	300	4年	18歳	25歳	非拘束名簿式比例代表制	48	2～42
						(13連合選挙区あり) 8	1
						拘束名簿式比例代表制（一部）	1
ポーランド	460	4年	18歳	21歳	非拘束名簿式比例代表制	41	7～19
チェコ	200	4年	18歳	21歳	非拘束名簿式比例代表制	14	5～25
スロバキア*	150	4年	18歳	21歳	非拘束名簿式比例代表制	1	150
スイス	200	4年	18歳	18歳	自由名簿式比例代表制	20	2～34
					単純小選挙区制（一部）	6	1
ルクセンブルグ*	60	5年	18歳	18歳	自由名簿式比例代表制	4	7～23
アイルランド	166	5年	18歳	21歳	単記移譲式比例代表制	42	3～5
メキシコ	500	3年	18歳	21歳	小選挙区比例代表並立制	300	1
						5	40
韓国*	299	4年	19歳	25歳	小選挙区比例代表並立制	243	1
						1	56
ドイツ	598 (超過議席を認める)	4年	18歳	18歳	小選挙区比例代表併用制	299	1
						16	定数なし
ニュージーランド*	120 (超過議席を認める)	3年	18歳	18歳	小選挙区比例代表併用制	69	1
						1	51
ハンガリー*	386	4年	18歳	18歳	小選挙区比例代表組合せ型 (補償議席型)	176	1
						20	4～28
						1	58以上
シンガポール*	94 (うち任命議員9人)	5年	21歳	21歳	グループ代表選挙制（一種の完全連記制）	14	5～6
					単純小選挙区制（一部）	9	1
					(他に非選挙区選出議員)		
日本	480	4年	20歳	25歳	小選挙区比例代表並立制	300	1
						11	6～29

(本文の注に掲げた諸資料をもとに筆者が作成)

投票方法	計算方法	阻止条項	調整議席等	義務投票
1票を候補者に投票	相対多数制 (一部州で絶対多数制 [第2回投票は相対多数制])			任意
1票を候補者に投票	相対多数制			任意
1票を候補者に投票	相対多数制			任意
1票を候補者に投票	絶対多数制、第2回投票は相対多数制			任意
優先順位付き完全連記制(候補者に投票)	絶対多数制			義務
1票を政党名簿に投票	ヘアー式最大剰余法	10%(政党連合)等	プレミアムあり	義務
1票を候補者に投票	相対多数制			
1票を政党名簿に投票かつ1~2人の候補者に投票	ヘアー式最大剰余法			
1票を政党名簿に投票	ヘアー式最大小数法	7%等		任意
1票を政党名簿に投票	ドント式	3%		任意
1票を候補者に投票	相対多数制			
1票を政党名簿に投票	ドント式			任意
1票を政党名簿に投票	ドント式	5%	調整議席9	任意
1票を政党名簿に投票	ドント式	10%		義務
1票を候補者に投票	ハーゲンバッハ・ビショフ法	当選基数 (約0.67%)		任意
1票を政党名簿に投票又は1人(又は複数)の候補者に投票	ドント式	5%		義務
1票を政党名簿に投票かつ2人の候補者に投票	ヘアー式	4%等		任意
	ドント式		第3次議席配分	
1票を政党名簿に投票かつ1票を候補者に投票	修正サン・ラグ式	4%等	調整議席39	任意
1票を政党名簿に投票又は1票を候補者に投票	修正サン・ラグ式、ヘアー式最大剰余法	2%等	調整議席40	任意
	ドント式			
1票を候補者に投票	ドント式			任意
1票を政党名簿に投票かつ優先順位付き完全連記制(候補者に投票)	修正サン・ラグ式	4%等	調整議席19	任意
1票を政党名簿に投票かつ1~5人の候補者に投票	ハーゲンバッハ・ビショフ式、ドント式、ヘアー式等	3%		義務
1票を政党名簿に投票かつ1票を候補者に投票	相対多数制			
	ドント式		全国配分議席12	
1票を候補者に投票	ドント式	5%等		任意
1票を政党名簿に投票かつ2人の候補者に投票	ドント式	5%等		任意
1票を政党名簿に投票かつ4人の候補者に投票	ハーゲンバッハ・ビショフ式最大剰余法	5%等		任意
定数以下の票を候補者に投票	ハーゲンバッハ・ビショフ法			義務
1票を候補者に投票	相対多数制			(一部州)
1票を政党名簿に投票又は定数以下の票を候補者に投票	ハーゲンバッハ・ビショフ法			義務
優先順位付き完全連記制(候補者に投票)	ドループ式			任意
1票制(候補者に投票)	相対多数制			義務
	ヘアー式最大剰余法	2%		
2票制(候補者及び政党名簿に投票)	相対多数制			任意
	ヘアー式最大剰余法	3%等		
2票制(候補者及び政党名簿に投票)	相対多数制			任意
	単純比例式最大小数法(ニーマイヤー式)	5%等		
2票制(候補者及び政党名簿に投票)	相対多数制			任意
	サン・ラグ式	5%等		
2票制(候補者及び政党名簿に投票)	絶対多数制、第2回投票は相対多数制			任意
	ドループ式最大剰余法	5%等		
	ドント式		補償議席58以上	
1票を候補者グループに投票	相対多数制			義務
1票を候補者に投票				
2票制(候補者及び政党名簿に投票)	相対多数制			任意
	ドント式			